

第百五十六回国  
参議院農林水産委員会會議録第八号

平成十五年四月二十二日(火曜日)  
午前九時三十分開会

委員の異動

四月十八日

辞任

池田 幹幸君

補欠選任

市田 忠義君

出席者は左のとおり。

委員長

三浦 一水君

理事

国井 正幸君

田中 直紀君

常田 享詳君

和田ひろ子君

紙 智子君

委員

岩永 浩美君

太田 豊秋君

加治屋義人君

小斉平敏文君

服部三男雄君

松山 政司君

郡司 彰君

信田 邦雄君

羽田雄一郎君

本田 良一君

日笠 勝之君

渡辺 孝男君

市田 忠義君

岩本 莊太君

中村 敦夫君

龜井 善之君

国務大臣  
農林水産大臣  
副大臣

農林水産副大臣 太田 豊秋君

大臣政務官 農林水産大臣政務官 渡辺 孝男君

事務局側 常任委員会専門員 山田 榮司君

政府参考人 総務省行政評価局長 田村 政志君

財務大臣官房審議官 浦西 友義君

農林水産省総合食料局長 西藤 久三君

農林水産省生産局長 須賀田菊仁君

農林水産技術会議事務局局長 石原 一郎君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(三浦一水君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十八日、池田幹幸君が委員を辞任され、その補欠として市田忠義君が選任されました。

○委員長(三浦一水君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

種苗法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に総務省行政評価局長田村政志君、

財務大臣官房審議官浦西友義君、農林水産省総合食料局長西藤久三君、農林水産省生産局長須賀田菊仁君及び農林水産技術会議事務局局長石原一郎君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(三浦一水君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(三浦一水君) 種苗法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取をいたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言願います。

○国井正幸君 自由民主党の国井正幸でございます。

亀井大臣も大変な難局の中で大臣に就任されて、御活躍を心から御期待申し上げたいと思っております。

それでは、種苗法に先立ちまして、若干、WTO農業交渉あるいはメキシコ等とのFTAの交渉、さらには家畜排せつ物の処理の問題、これらを前段少しお聞きをさせていただいて、それから種苗法の方の質疑に入らせていただきたいと思います、このように思っております。

まず、WTO農業交渉なんですけれども、御案内のとおり、三月末までにいわゆる関税の引下げ方式等モダリティーを決定すると、こういうふうな段取りになっておったわけでありますけれども、ハービンソン議長の提案された内容、私どもも見せていただいたわけであります。余りにも野心的というか、余りにも私どもから見ると、輸出・一辺倒の提案だというふうに私などは受け止めております。

そういうことがあって、我が国だけではなくて、U等からも評価が得られない、あるいは輸出国側から見るとこれでは不十分だと、こういうふうな見方もあったわけであります。いすれにしても、モダリティーを三月末までに決定するということにはならず、現在WTO農業交渉はとんざをしております、こういうふうなことなんだろうというふうに思うわけでございます。しかし、やっぱり九月のメキシコにおける閣僚会議が行われることはこれは間違いないことでありますし、そこに向かつて時は確実に動いているわけなんです。そういう中で、非公式な閣僚会議あるいは五か国農相会議等々、うわさとして聞くわけでありまして、これからは九月に向けて、一応モダリティーについてはああいう形で棚上げとか、そのままだってあるわけでありまして、動きはいろいろあるというふうに思っております。

やはり過去の外交交渉のことを考えてみると、こういう時期にじっとしておたものでは駄目なんだろうというふうに思っています。やっぱりいろいろな意味で仕掛けられてくると思うんですよ、非公式閣僚会議等々を軸に。そういう意味で、私ども自民党においても農林部会の中に農林水産物貿易調査会を作りまして、これまでも政府からいろいろな情報をお寄せいただいたり、あるいは私どもが分析をしたり、更には議員外交を積極的に展開したりと、こういうふうなことで今日までやってきて、これから九月に向けて積極的にやっていかざるを得ないというふうな判断を私どもはしているわけでありますけれども、四月になってから、例の三月末でのモダリティーの交渉が一応の一区切りが付いたと。それ以降の政府における、これは外務省、経済産業省との関係も多々あると思いますが、発展途上国を含めて、あるいはフランス国等を含めて、

どんな形で今外交を展開しようとしているのか。その辺、事務方からでも結構ですから、ちょっと動きをお知らせをいただきたい、このように思っています。

○政府参考人(西藤久三君) 国井先生御指摘のとおり三月までのモダリティー確立という期限が、確立できなかったわけですが、これは、これも御指摘ございましたが、私も、現実的、具体的なモダリティー案を提出するなどして交渉の進展に努力してきたわけですが、私も、現実的、保護・助成の大幅、画一的な削減といった過大な要求をいたしておりますアメリカあるいはケアンズ諸国と、私も、漸進的、現実的なルールを求める、私もだけじゃなくて、EUとの間の溝が埋まらなかった、そういう状況でございます。御指摘のとおり、今後、交渉のプロセスとしたしましては、九月にメキシコのカンクンで第五回目のWTO閣僚会議が予定されております。それに向けてできるだけ早期にモダリティーの確立を図っていくということが加盟国共通の認識になっているというふうに考えております。

私も、こういう状況の中で、先生、四月以降ということでお尋ねでございましたけれども、四月の頭にジュネーブでWTO貿易交渉委員会が開催されましたが、そのときに、加盟国あるいはWTO事務局主催の少数国会合、いろんな形で開かれまして、改めてそういう場で我が国の状況を説明し、理解を求めておりますし、さらに、これは日米関係でございますけれども、先週になりますが、四月十五日にアメリカで日米次官級経済対話が行われました。その中でWTOについても話し合われ、改めて我が国の考え方を説明して理解を求めてきている状況でございます。

また、先週の十八日、フィリピンのかきの農業長官でございますが、モンテマヨール前長官がお見えになったものですから、大臣との会談が行われまして、大臣御自身からウルグアイ・ラウンド方式による関税削減方式の支持、フィリピン自体、ケアンズ国でございますけれども、支持等に

ついて働き掛けを行っていたという状況にございます。

また、先生、途上国というお話ございました。現在、WTO加盟国百四十六か国、百か国が途上国という状況でございます。四月以降というわけではございませんけれども、途上国の働き掛け、非常に重要だという我々認識を持っております。過去にもいろんな形で取り組んでまいりましたが、十五年度の関税改正で特惠関税の拡充措置ということを実施させていただいております。で、昨年、その方向を決定させていただいた十二月に、在京の各国大使館、大使、大体五十六か国だったと記憶いたしておりますが、お集まりいただいて、私も農水だけじゃなくて外務省も、各省参加の下で状況の説明、理解、あるいは同様の趣旨を私どもの在外公館にその働き掛けを一齐に行ってきたという状況でございます。

いずれにしまして、今後、スケジュールとしましてはつきりいたしておりますことは、ジュネーブでの個別技術会合のほか、六月の下旬及び七月の中旬に農業委員会特別会合が予定されております。さらに、それに先立つといえますが、四月末にはパリでOECDの閣僚会議に関連して、その同一の時期に非公式閣僚会議、あるいは六月にもエジプトで非公式閣僚会議が予定されたり検討されている状況でございます。

私も、こういう国際会議の場で、関係省庁ともちろん連携しながら、また引き続き、EU等のフレンズ国と分担、連携、共同歩調を取りながら、途上国を始めとする各国に粘り強く働き掛けをしていきたい。当然そういう中で、私どもの日本提案の基本的考え方であります多様な農業の共存ということを働き掛けていきたい。また、先ほどもちよつと申しましたが、今後機会を見て、大臣、副大臣あるいは大臣政務官からの働き掛けをお願いしたいというふうに考えております。

○国井正幸君 ありがとうございます。しっかりとこれはやっていただかなきゃならぬというふうに思っています。

それで、特に今、局長の答弁にあったように、発展途上国の国の数というのは非常に多いんですね。やはりしっかりと我が国の、発展途上国への配慮というものが十分我が国は考えているわけですから、そのことをしっかりとやったり発展途上国に伝える必要があると思うんですね。やはり、ある一定の関税を保持したまま、そして発展途上国へはそこから更に下げるということですから、むしろ我が国への輸出はそういう形を取った方が発展途上国が輸出しやすい、そういう環境になるわけですから、これ、全く関税を取ったとら、それはもう発展途上国といえども全くの競争の中で輸出をすることになるわけですから、関税があるけれども、ほかの国に対しては関税を張っているけれども、発展途上国に対しては、あなたのことろは少し優遇しよう、こういうことをやればそういう国々がもっとしやすくなる、そういう現実をしっかりとやったり発展途上国に説明をして理解をせよという、そういうことに一層努力をしてもらいたいというふうに思います。

それから、もう一つ厄介なことは、一方でWTOの場で全体的な関税のありようというものを協議をされているわけですが、二国間あるいは多国間になって複数のいわゆる相対での交渉で自由貿易協定あるわけですね、いわゆるFTAであります。メキシコについては相当進んでいるというふうに話聞くんですね。特にこの中でも豚肉が一つの焦点になっているのではないかと、こういうふうな承知をしているわけですが、手短で結構ですから、FTA、特にメキシコとの交渉の今到達している状況あるいはその課題で、すね、そういうものについておきまんでちよつと御説明いただければと思っております。

○政府参考人(西藤久三君) FTA交渉、FTAを含む経済連携交渉でございますが、先生御指摘のメキシコとの関係、一昨年から昨年にかけまして産官学の研究会を行いました。その研究会の報告を受けた形で、昨年十一月、首脳会談の下でFTAについての政府間交渉が行われている状況に

ございます。ほぼ毎月の状況で意見交換を、交渉を行っております。

メキシコから我が国への輸出の状況を見ますと、約その二割が農林水産物であります。そういう状況の中で、メキシコ側は農産物分野での成果を強く希望している状況にございます。その取扱いが課題であるというふうに認識をいたしております。

私も、各国との経済連携に当たっては、農林水産物の関税撤廃の困難性について相手国との間で一定の理解、そういう、醸成することが重要だというふうに考えておまして、産官学の研究会でそういう議論もさせていただいていました。現実には強い希望がありますが、国内の状況についての相手国の理解を深める努力を今後も継続実施していきたいというふうに思っております。

○国井正幸君 これは大臣にお伺いしたいというふうに思いますが、メキシコはそれなりに進んできているのは承知していますが、ここに来て、タイ国との間でFTAが、交渉が相当急速に進むんではないかと、こんなことが過日マスコミ報道で伝えられたんですね。私も実際にびっくりしましたし、農業者、農業団体なども、あつというこで相当警戒感強めたと思うんですね。しかし、やはり大きく見れば、このアジアという地域でFTAの交渉も進めていかなきゃならぬという国際情勢もあるというふうに思います。

WTO農業交渉にしてもFTAの交渉にしても、これはやっぱり国益を懸けた大変重要な交渉でありますし、この交渉の結果いかによっては我が国の農業生産のありようというものが大きく変わるということも十分想像できるわけですね。是非、このWTO農業交渉あるいはFTAの交渉において農林水産大臣としては是非頑張っていきたいというふうに思うわけでございます。実は中国との間で、過日、谷津農林大臣のときでありましたが、私もその当時、大臣政務官をやらせていただきましたが、その当時、セーフガードを発動するということで暫定措置の発動をしたわ

けでございす。しかし、その後、本発動すべきというのが党内の意見でもあり、当委員会、衆議院ももちろんであります、委員会ですという意思決定もさせていただいたわけでありすが、残念ながら本発動に至らずという状況でございす。世界の貿易交渉あるいは貿易ルール定めた、これはWTO協定にもあるわけでありすが、セーフガードが発動されなかったというのは世界に類を見ないことだったというふうに私は理解をしております。

どうも、なぜセーフガードが発動できなかったかということになると、与党においても発動すべし、それから衆参両院においても発動して毅然たる態度でやるべき、そういう意思がありながら、それができなかった。意思決定がどこにあったのかというのが私どもは今もって残る疑問でございす。

したがって、今度のWTO協定あるいはFTA等々において、十分農林水産大臣の意向が我が国の政府の意思決定において尊重されるというか、農林水産大臣の意思が十分やはりその政策決定あるいは外交姿勢に反映されるように、これは私どもも与党としてサポートしていくつもりでありますけれども、大臣においてもこれは不退転の決意で臨んでいただきたいというふうに思うわけでございすが、大臣の決意のほどを伺いたいというふうに思います。

○国務大臣(亀井善之君) 今、国井委員御指摘のとおり、全く、今までの経過につきましても私もそれなりの考えを持つておるわけであります。

このWTO交渉、あるいはまたFTAの交渉につきましても、二十一世紀の農業、農政の在り方、ひいては、私は、これは国民生活に多大な影響を与えることであるわけでありまして、是非、いろいろと情報の提供、また国民の皆さん方の御理解、御協力をちょうだいするような努力をいたさなければならぬ。またまた、私がこうして先般、農水大臣を拝命することになりましたのも、やはりこの問題にしっかりとやるようにと、こういうよ

うなこともあるんではなからうかと、このようにも考えております。

委員会の皆さん方や、そして国民の皆さん方、あるいはまたその他関係者の皆さん方の御理解と御協力をちょうだいし、その責任というものを全うしてまいりたい、こう思っておりますので、是非、先生方のお力添えを賜りますよう、この機会にお願いを申し上げ、私も精一杯その責務を全うしてまいりたい、こう思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○国井正幸君 是非、不退転の決意でよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、時間も進んできていますので、家畜排せつ物の適正処理について伺いたいというふうに思います。

御案内のとおり、これは平成十一年に法律を制定して、五年間の猶予期間を定めて、今、鋭意体制の整備を進めているところでございすけれども、いよいよその猶予期限が来年の十月末と、こういうことになっているわけでございまして、私も、今年というか十五年の畜産物価格を決めるに当たって、自由民主党の畜産農畜対策小委員長として、関連対策を含めて政府との間で協議をさせていただいたわけでございすけれども、その中で、どうも施設の整備状況がおよそ五割、半分かまだ行っていないというんですね。あと残り一年半なわけですよ。

これはやっぱり相当なペースで進めていかないと大変なことになるということで、予算、体制等々、省を挙げて取り組んでいただけたということになっているわけでありますが、聞くところによりますと、特別プロジェクトなんかを省内に立ち上げて総合力を発揮して努力をされていると、こういうふうな話も聞くわけでありすが、これらについて、どんな状況になっていて、どんな見通しを持っているのか、これは副大臣からでしょうか、ひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○副大臣(太田豊秋君) ただいま国井先生がおっしゃってられましたように、この家畜排せつ物

の処理の関係につきましては、国井先生が自民党の畜産農畜対策小委員会の委員長としていろいろと御指導をいただき、その中でこのまた関連対策として、これらのことを十六年の十月末までしっかりとやるような対策を講じろというふうなこと、小委員会で国井先生の下で取りまとめをいただいたわけでありまして、大変に御協力、また御指導いただきましたことに心から感謝を申し上げます。

その畜産物価格決定の際の議論を踏まえまして、去る三月二十八日に、農林水産省とそれから全国農業協同組合中央会が共同いたしました、今お話がございました畜産環境整備促進特別プロジェクトを立ち上げ、今、全力を傾注して取り組んでおるところでございまして、特別プロジェクトの進捗状況につきましては、三月二十八日の第一回会合に続きまして、今後の具体的な取組について協議するために四月の八日、事務方による第一回の幹事会を開催いたしました。この結果を踏まえまして、四月の十五日、畜産環境担当者等全国会議を開催いたしました、各都道府県に對し、施設整備状況の総点検及び施設整備目標の達成に向けた工程表の作成を行うように指示をいたしましたところでございます。

今後は、各都道府県からの報告をいただきまして、特別プロジェクトにおきまして、六月中を目途に施設整備状況及び工程表を取りまとめる予定でございす。整備推進上の課題と対応方法等につきましまして協議いたしまして、猶予期限内の施設の整備の完了を目指して最大の努力をしてまいるつもりでございす。

なお先生方に、委員の先生方におかれましてはよろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

○国井正幸君 本日に省を挙げて取り組んでいただいているという行為に感謝を申し上げます。思ひますが、是非、引き続きこれ努力をしていただいて、法律作ってやはり罰則などが掛けられることがないようにこれはお願いしたいというふうに思ひます。特に、技術陣動員すれば、簡便な方法

で野積み・素掘りという部分を、最低限の基準をやつぱりしっかりとクリアできる方法もあるんではなからうかというふうに思ひますので、そんなことを含めて、是非よろしく御願いをしたいというふうに思ひます。

それでは、時間も随分なくなってきたわけでありすが、種苗法について質問をさせていただきますと思ひます。

種苗の品種登録制度、これはやはり、新品種をしつかりとやつぱり育成をし、あるいは振興していくことによつて農林水産業全体の振興を図るということを目的にしているわけでございす。

年々この登録も増えてきているというふうな思ひわけでございますが、これ、かいつまんで結構であります、出願者の割合、民間の種苗会社もやる、個人もやる、あるいは公的な試験研究機関もやる、こういうふうなことになるというふうに思ひますが、おおむねどんな割合になっているのか、簡潔に御説明いただきたいと思ひます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 我が国の品種登録出願件数、十三年度、十四年度と一千件を超えておりまして、世界でもトップクラスということでございます。

出願者の割合でございます。

いわゆる民間企業、種苗会社等の民間企業が約六割、それから公的機関、独立行政法人を含みますけれども、国、都道府県の公的機関が約一割、個人が約三割ということでございます。

特徴的には、草花ということでの九割あるいは野菜の七割が民間企業や個人、米麦では八割が公的機関、果樹では半分、約五割が個人と、こんな特徴があるところでございす。

○国井正幸君 随分、私どもも最初、こういう種苗の品種登録という、大体、会社、種苗会社ですね、あるいは公的機関ということが大部分で、余り個人育種家というのはそんなにないのかなと思ひたわけでありますが、随分増えてきて三割ぐらいあると。

そういう中で、特にやはりこれは、今回、種苗

法を改正する中で育成者権というものをしっかりと確立をしよう、そして単なる種苗の増殖、販売にとどまらず、そこからできる農産品、いわゆる収穫物、これについてもしっかりと権利を付与していかうというものが一つ、それから、やはり違反した場合の罰則というものも強化をして実効性あるしむるようになっていくと、こういう二点だということに思うわけでございます。

今朝の農業新聞見ていましたら、福岡県ですが、福岡県の農業総合試験場の中に農産物知的財産権センターというのを作って、しっかりとこの権利を保護しようということ、あるいはその啓発をしよう、権利があるんだよということを啓発をしようということが、そういう行為を行うための知的財産権センターというのが動き始めたというのが出ています。朝、忙しいうちから見た方と見られない方いらっしゃるというふうに思っています。

別にこのことについて聞くこととして聞いているわけではありませんが、特に栃木県、私、栃木選出なのでありますが、栃木県の農業試験場が開発をしたものにイチゴの「とちおとめ」という品種があります。

これは、種苗権は栃木県が持っているわけなんです。ところが、売り渡したこともないにもかかわらず既に韓国や中国などには出回っております、そこで栽培されているというわけですね。明らかに、売っていないわけだから、違法に持ち出されたことだというふうに私は思っています。わけなんです。今度はそういうことがあったら、国境措置を講じて、これは関税定率法との関係もあります、しっかりとそれ押さえていくと、こういうことになるわけなんです。

ただ、やっぱり問題なのは、いわゆるその権利侵害に対する罰則というのを幾ら法律で定めてみても、まあこれ公的機関だったら何とかやれると思うんです、体制があるから、公的機関は。しかし、個人の育種家なんかですと、なかなか、そこをうまく相手に対して主張していきけるかという

と、なかなかやっぱり難しいんじゃないかと思っ

ています。そういう意味で、いわゆる個人育種家などが権利を主張する上で、農林水産省としてこれやっぱり何らかの形でサポートをしていかないと、個人じゃできにくいんじゃないかというふうに思うんですが、これらについて行政としてどんなことを考えられるか、あるいは考えているか、ありましたらお聞かせをいただきたいと思っています。

○副大臣(太田豊秋君) 今、先生御指摘のように、栃木県で開発された品種として育成されました「とちおとめ」、正にデータで見えてまいりました。海外でこれが収穫物の、海外からの収穫物の輸入とかそういうふうなことになるわけであり

ます。農林水産省といたしましても、権利侵害などに対する対応のためのマニュアルの作成とか、あるいは相談の窓口、これは種苗課に設置を行っておるところでございます。

ただ、いわゆる個人、個人と個人、あるいは個人とそういう海外との争いというふうなことになりますと、具体的な措置が図られるよう、昨年十月に設立いたしました植物品種保護戦略フォーラム、これは育成者権者等によって構成される民間団体でございますが、ここで、育成者権侵害に對しどのような措置が取れるか、あるいは海外の品種保護の制度はどうなっているかなどに関する情報の交換とか、あるいは専門の弁護士による法律の相談会の開催などの活動に對しまして情報の提供とかあるいは助言などを行い幅広い活動支援を行ってまいりたいと、そして権利行使が行いやすい環境整備に積極的に農林水産省としても取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○国井正幸君 是非これは農林水産省としても一層体制の確立に努めて、そういう意味でサポート体制をしっかりと確立をしていただきたいというふうに思います。

そういう一環で、これはやっぱり権利侵害が本

当にあるのかないのかということで、随分今科学技術も進歩してきています、DNAの鑑定なんというのがやっぱり相当有力な決め手になるのではないかと、こういうふうな思うわけでございませうけれども、これは特に、関税定率法によって疑わしいものを水際で阻止するというのを含めて、大概のものはこれ生ものです、農産物というものは生ものですから余り時間が掛かっていたのではやっぱりこれ困っちゃう話なんです。できるだけこれを迅速にひとつ権利侵害があるのかないのかということ判定をしくちやならないというふうな思うんですね。

簡単なDNAの品種識別技術の開発などを含めて、そういうものがもう今簡単にできるような状況になつていくのかないのか、その辺について実態をお聞かせいただきたいと思っています。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 品種の侵害の際に、それが本当に侵害されているかどうかというのは、外観からの特性というものもありますけれども、やはりDNAの識別技術の開発ということが重要だということに思っております。

現在までに、稲、イチゴ、インゲン、こういうものについては実用化が既にされているというところがございます。そのほか、ナシ、桃等の果樹、それからナス、ネギ等の野菜でも実用化に向けた技術開発が進められているところでございます。

今後、そういうふうな開発された技術を公的機関から民間に移して、広く民間の皆様方がこの分析サービスというものが受けられるように努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○国井正幸君 是非よろしくお願ひしたいと思

います。それから、これは非常に難しいことなんですけれども、国内においては、例えば今イチゴの話出しましたが、栃木県で開発したといつても隣の県等での「とちおとめ」を栽培することについてははだれもとがめていないんですね。これは

お互いさまでということだというふうに思うんです。

ですから、国内では取り立てて公的機関も含めて余り権利を主張していないわけですね、実態として。どこの農家を訴えたかという話は私も聞いたことがないんですよ。品種名もほとんど、「とちおとめ」だったら「とちおとめ」というのを名のつてはかの県の人だとして作っているわけ、それに対して取り立てて何のともがめもしない。

しかし、国内でそういう状況になっておつて、いったん、海外の人に対してだけ、国外の者に対してだけ、あなたは権利侵害だから駄目だということ言えるんだらうかという思いがあるんですね、内外無差別の原則。国内でだれにでも認めておるような実態があつて、事海外の人に対してだけあなたは駄目よと、そういうことが通ずるんだらうかという思いがあるんですね。

ですから、やっぱり、そういうことわさつて、昔から良き法律家は悪しき隣人ということわざもあつて、隣近所と常に法律論議みたいなことばっかりやつているというところがあることだともこれはまた思わないでありますが、本当にこれ種苗権、種苗法を改正して知的財産権の位置付けをきちつとして、国内における実態がそういう権利の主張というものをしっかりとされている中で海外の者に対してだけそんなことできるのかと率直なところ疑問に思っています。その辺はどうなんです、事務局として。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 大変微妙な問題であります。制度上は、農家が許諾料を払って自分のところへその登録品種を持つてくれば、それ以後の自家増殖というものは、そこは例外として認められているという状況になるわけでござい

ます。ただ、私どもがアンケート調査をしたところ、国の内外を問わず、やっぱり育成者権の侵害を受けたことがあるという方々の割合というものは三割ぐらいになっておりますし、そのうち収穫物の

利用を含む侵害というものは半分ぐらいになっております。

今後は、こういう権利意識というものが非常に高まってきますし、やはり今後の農林水産業の発展ということを考えた場合には、こういう技術を生かした基盤の開発というものを進めないといけないというインセンティブ、品種開発のインセンティブを与えないといけないということが非常に重要なこととなるというふうに思っておりますので、国の内外を問わず、こういう権利侵害については毅然とした対応ということに努めていきたいというふうに考えております。

まずは、誤解のないように、今回の法律改正事項を含めまして、どういうものが侵害に当たる、こういうことをすればこの法律に抵触するよというその情報提供をまずしていく、そして普及啓発をしていく、こういうことが基礎にならざるを得ないというふうに考えております。

○国井正幸君　それで、これはやっぱりしっかりと国内の関係者に対して、この種苗法の改正を契機に啓発活動をしっかりやってもらいたいというふうに思います。

それと併せて、少なくとも公的機関の持っている種苗権、育成者権、これに対しては、国内で栽培するということに対しても何らかの形で申請なりなんなりを出させて、それでそこに許諾を与える、こういうふうなことを、事務的に大変かもしれないけれども、私はやっぱり一回はやっておく必要があるんじゃないかと思うんです。それを全くやっていないと、恐らく、これは裁判だって今国際化しているわけですからね、それは日本だけでこうこうだと言ってみたって、実態がどうなのかということになると、常日ごろやっぱりその権利を主張していないものはなかなか難しいということになると思うんですね。それらをひとつお願いをしたいというふうに思います。

それから、聞く話によると、関税定率法を改正して、これが種苗権を侵害しているということになると、そこでもって水際で止めることができる

わけなんですね。今度はそういうふうになるわけですよ。なったわけですよ。だけれども、そのときに、その権利の乱用を防ぐという意味で供託金を積む。もし間違っていて、生ものですから、そこで輸入を差止めをする、しかし、それが、訴えた方が間違っていた、その間、腐ってしまったなどということになると、それは、だれがじゃそれを補償するんだというふうなことがあって、供託金を積むんだという話が聞けるわけですよ。

しかし、これ、供託金を積むということになると、なかなか金がなくちゃ裁判も起こせぬということ、訴えもできないということもあるわけですよ。そういう意味で、そうかといって無防備にこれ、どんどん訴えりゃいいというものでもない。これらについても、やっぱり農林水産省として、しっかりと権利を主張できやすいような体制をひとつ併せて、これはお願いであります。今後の中では非作っていたきたい、このように思います。

もう時間が、十六分までということで、余りなくなりましたので、ごめいすけれども、ひとつ大臣に最後をお願いいたしますが、いろいろこれ、新しく始まってきて、余り実態としてこれまで取組がなかなかなかったという部分もあると思うんです。ですから、種苗権というものもしっかりとやりとやり、それぞれ持っている者が権利を主張する、あるいはその権利というものを尊重をするということ、是非役所を挙げて啓発活動をしてもらうということ併せて、権利侵害に対して、侵害された者が侵害されているということに対して訴えた場合、関税定率法の関係も含めてであります。是非農林水産省としても、やっぱり農業者は弱者だという部分があると思うんです。そういう意味で、是非役所としてサポート体制を確立をしていただきたい。

このことをお願い申し上げたいと思いますが、大臣の所感がありましたらそれを伺って、私の質問を終わりにさせていただきますと思います。

○国務大臣(亀井善之君)　今、国井委員からいろいろお話をちょうだいし、特に新品種の開発

等々、正に我が国、科学技術立国、こういう立場で、また農林水産業の基盤を強化していくということは大変重要なことであるわけでありまして、その育成権者の権利が保護されるように努力をしなければならぬと思っております。御指摘のとおり、個人の農家等々が大変御努力をされておられるわけでありまして、なかなかそれらを守るためにいろいろ難しい課題もあるかと思いますが、御指摘の点、十分留意をし、体制をしっかり整えてまいりたい。そして、ジャパン・ブランド、日本ブランド、こういうもので、いろいろの分野でそれぞれ関係者が更に御努力いただけるようなことをも考えていかなければなりませんので、万全を期してまいりたいと、こう思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○国井正幸君　ありがとうございます。  
○本田良一君　民主党・新緑風会の本田良一でございます。私も種苗法改正法について質問をいたします。

〔委員長退席、理事田中直紀君着席〕

今回の種苗法改正は、昨年の政府の知的財産戦略大綱に基づく特許法や著作権法などの一連の見直しに沿ったものでありますが、私はこの方向性については大いに賛成するものであります。しかし、今回の提出法案を見る限り、国家戦略の一環として農業分野における知的財産権の確立という観点からは極めて不十分、物足りないという印象を受けております。以下、その観点から質問をさせていただきます。

現在の種苗法では、種苗及びその収穫物の生産、販売などについて育成者権が及ぶことを認めながら、種苗についてのみその権利侵害に対する罰則規定を置いてまいりました。そこで、今回の改正で収穫物の権利侵害に対しても新たに罰則規定を加えた。大変望ましい方向であると思っております。

特に、刑事罰を入れたという点、私は国会に來まして気付きましたのは、いろんな各省庁が法改正をやるときに、罰金刑はあるけれども刑事罰が

入っていない。これが非常に日本の法の盲点だと、そういうことに気付いたんですが、最近、各省庁で法改正の際、こういう場合には刑事罰が入ってくるようになりました。これは非常に私はいいいことだと、こう思っております。

そこで伺いをいたしますが、更に一歩進んで、加工品に対してもなぜ育成者権が及ぶことを法文上で明確にしないのか。また、その侵害に対して罰則を規定しないのか。

現に、小豆の輸入量は年間二万五千トンほどありますが、あんとしての輸入は七万トンもあります。商社などは様々な作物の種を持ち出して中国などで栽培をし、安い加工品を大手を振って国内に持ち込んでおります。何とか取り締まれないものかと思いますが、工業製品であれば一次製品であらうと二次製品であらうとあらゆる製品について特許権は及んでおりますが、なぜ育成者権は加工品には及ばないのか、大臣にお伺いをいたします。

○国務大臣(亀井善之君)　いろいろ種苗のことにつきましては、今回こうして改正をし、漸進的に進めていくわけであります。

また、種苗の違法な輸出、育成者権の侵害、こういう面では民事上及び刑事上の制裁を受けることとなるわけでありますが、実際に、御指摘の、種子を持ち出した者などを直ちに確定することができない。我が省としては、当面、収穫物の輸入の段階で、チェックについては捜査機関等とも協力してまいりたいと、こう考えております。

加工品に対しましては、現行法上、育成者権の規定が及ばないとされているが、育成者権の対象に加工品を加えることにつきましては、登録品種と加工品種に用いられた品種との同一性の識別が現在においては実用化の段階に至っていないことでもあります。また、食品業界からも今度の、制度化されれば、加工品検査のコストの問題もありまして、掛かり過ぎるとか経営に与える影響が大

きいと、こういう懸念も寄せられておるわけですが、是非、育成者権の対象に加工品を加え

ることについては、是非長期的にこの問題を検討していくことが私は適当なことであると、このように考えておりますので、その努力をしてまいりたいと、こう思っております。

○本田良一君 この加工品というのは、だから日本は、この流通、これに非常に私は甘いと思えますね。例えば、昨日アメリカが、昨日の経済新聞に出ておりましたね。例えばアメリカの大学で研究をした人が日本に帰ってきた。その場合にも、そのときのマウスからすべて持っていくじゃないかと、それくらい彼らは、学者に対しても頭の中を持っていくことすらできないと、それくらい歯止めを掛けてくるんですよ。それなのに、これくらいの加工品くらいが非常に鑑定が難しいとか、そういう認識をするのに難しい、そういうことぐらいで今から通用する時代じゃないです。

だから、この流通において、例えばイグサ、熊本のイグサ、イグサであっても、小豆であっても、私はある面、日本の産業を空洞化していると思えますね、こういうやり方は。法でもって、ある面、加工品はいいですよ、こうやってしまおう。イグサを中国で安く作る。豊表にして持ってくれば、もうそれは何もとがめられないと。そうすれば、まず農業の生産が空洞化し、工業、豊表などを作っている日本の中小企業の工業が空洞化する。もう一層、何もかも豊も、イグサの生産から豊まで作って日本に持ってくる。こういう、日本はだんだん空洞化してきましたね。だから、原料を安く、いいものを入手して、日本は加工して日本を高度成長に持ってきたわけですから、ところが、ここをこういうやり方で、日本の法自らが空洞化してきた嫌いが私はこういうことで感じるができますね。

それと、この流通業界が、例えば中国はこう言うんです。中国が、知的財産権を日本が、これは日本のものと、工業製品を言ったときに、今中国は何と言っているかという、いや、日本の人たちが持つてきて、日本の人たちが特許権を中国で侵害しているんですよ、日本のものを、こうい

う言い方で逃げているんですよ。これがいい例なんです、加工品のね。いわゆるイグサを作らせて、日本人が作らせて、中国人は何も知らない。日本人が持つていって、これを作って、安く作ってくれと、安く上げる。そして豊まで作って日本に持ってくる。中国人に言わせれば、おれたちは知らない、日本人が特許権を持つてきて、特許権を中国で侵したように言っているけれども、これは日本人が中国で特許侵害をやっているようなものだと、こういうふう言うんですよ。だから、この流通のこれをやっぱり野放ししていることは、これから大きな打撃を、私は、日本は背負っていくと思います。

それともう一つ、この流通の、ある面、日本がこの知的戦略、知的所有権を国家戦略とアメリカ同様にするのであれば、私は、この知的戦略というのは何かと言えば、最終的には、この知的所有権が最終的には法廷で争われて、そして勝訴しますね。これがアメリカがねらった知的戦略なんです。いわゆる法的な商品、法定で商品化して、その商品が勝利する。そして、何千億円、何兆円という特許侵害の訴訟で勝利をする。それが国家に入ってくるから、最終的には裁判で勝つことが究極の国家戦略なんですよ。

だから、裁判をしないように持っていくんですけど、最終的には裁判で勝って、日本の国家がそれで訴訟によって勝って豊かになっていくと、これがアメリカの究極の国家戦略。日本もそこを目標しているんですよ、こういう流通、加工業者がそういうことをやっただったら、最終的に裁判で、そしていわゆる法的商品にして最後は勝つというふうなことに私は持つていくべきだと、こう思いますので、この加工品につきまして様々な問題があります。後でいろいろ、まだこれ言います。

だから、そういう点で、この加工品に対して私はちゃんといつでも訴訟ができるように、最終的には、鑑定が難しいという技術上の問題と加工品における知的財産権の保護の問題とは切り離して

考えるべきではないかと思えます。せめて法文上だけでも、加工品についても育成者権が及ぶということを確認すべきではないか。そうすれば、育成者が最終的には訴訟に持ち込める、そういうふうには私はしておくべきだと、こう思っております。

それから、昨年七月に策定された政府の知的財産戦略大綱の中で、職務発明制度の再検討が提案をされております。一方、種苗の、種苗法の八条には職務育成品種が規定されておりますが、農水省には、この職務育成品種制度を今後どのように見直そうとしておられるか、具体的に大臣にお伺いをいたします。

○国務大臣(亀井善之君) 先ほど委員からも、加工品の問題につきましていろいろお考えをお述べいただきました。是非、知的財産と、こういう面で法科大学院の問題等、法律的な問題等いろいろこれから進められていくわけでありますが、先般、私もつくばに参りまして、研究所でいろいろなことのお話を伺ってまいりました。その分析、DNAの鑑定等々の問題につきまして、大変努力をしておりますので、そういう面の点でも法律的な問題と併せてそれらが十分鑑定できるようなことを努力をしなければならぬのではなからうかと、こう思っております。

また、八条の職務育成品種の問題、これは経済産業省において、発明者の研究開発へのインセンティブの確保等の観点から職務発明制度の見直しは是非について検討が行われていると、このようにも聞いております。種苗法の職務育成に関する規定も特許法の職務発明制度と同様の制度である、こういう点から、今後関係者の意見を十分聞きまして、制度の見直しは是非につきまして検討してまいりたいと、このように考えております。

○本田良一君 大臣がつくばにそういう鑑定の技術を見学をして今日の委員会に臨んでおられるということは敬意を表します。

(理事田中直紀君退席、委員長着席)  
それで、特にこの特許権と育成権、これは簡単

に言えば違いがありますか。どなたか、大臣でなくても答えられる人は、これはなかったと思えますけれども。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 特許権も育成者権も、人間の知的創造活動により認められている知的財産権ということでは同じ知的財産権の範囲に入るわけでございます。特許権がその対象が発明であるのに対し、育成者権が農林水産物の品種、新しい品種、こういう違いがあるわけでござい

ます。これを具体的に植物に当てはめて考えてみますと、例えば遺伝子、除草剤の耐性のある遺伝子を開発するだとか、それによって除草剤耐性になった植物を作り上げると、これは特許の世界でござい

ます。で、そういう技術を用いまして特別の品種を作ったという場合に、これが育成者権の世界に入ってくると、こういう関係になっておるわけでございます。

○本田良一君 そのいい例がカーネーションですね。これを、カーネーションって、英語でカーネーションかな、これを販売するカーネーションが二重保護をやっております。まず、育成者権と技術特許をかませて二重保護をやって、これはカーネーションをキリンビルは知的財産権として入るんですよ。だから、結局今、ある面やっぱ育成者権というものをそういうふうな、ある面遺伝子の組換えとか、そういうことをやって技術的な特許にした場合に、この特許権を発生をさせるということ、特許権と育成者権というのを、まあひとつまだはつきりしないところがありますので、今答弁のようなことでありますが、もっと明確に私はしていくべきではないかと、こう思います。

次に、私は種苗法という法律の実効性について非常に疑問を持つております。法律に幾ら罰則が書いてあっても実際の運用に実効性がなければ法律としての効力はないに等しい。例えば、育成者権が登録をされた種子を海外に持ち出し、それが中国などで安く収穫物となって日本に持ち込まれる、我が国の農業に打撃を与えるというような



ケースが続発しております。育成者権を登録した種子を無断で国外に持ち出した場合、その種子を持ち出した国内業者などは現行法上でも罰則の対象となるはずですが。

そこでお伺いをいたします。国内の育成者権侵害事案に対して実際に種苗法に基づいて処罰をされた例はあるでしょうか。最近の五か年において種苗法の罰則適用の実態を担当局長に答弁を、いたします。

○政府参考人(須賀田菊仁君) この育成者権の侵害事案、当事者で訴訟になったり警告を発したりする例は承知しているわけでございますけれども、罰則の適用までなった例はございません。今回の改正によりまして、罰則の対象が種苗段階から収穫物の段階に行き、また法人には重科ということが適用されますし、関税率法で水際措置が講じられるということで、今後収穫物段階でのそういう行為にも罰則が適用されますので、今後はきちんとした対応に努めていきたいというふうに考えております。

○本田良一君 それから、育成者権の保護という観点からその実態をどう見るか、大臣に答えをお願いします。

○国務大臣(亀井善之君) いろいろこの侵害案件につきまして今回こういう法律の適用をいたすわけであります、重要な知的財産の一つでありますので、その権利が保護されることを、保護を強化するということはまた国際的な潮流でもありますので、いろいろな面でその対応をしっかりとやっていかなければならないと、こう思っております。

○本田良一君 こういう事例がっておりますね。今のこの、例えば大分県の臼杵市で、かんきつですけれども、「佐藤の香」というかんきつが、この接ぎ木が持ち出されて済州島で栽培をされておったと。だからこの佐藤さんという育成者は相当走り回り、そして、これを持ち出した人は、国内のこれはたまたま熊本の人を持ち出したと、それで、その人を説得をして、その説得は、種苗法で三年以下の懲役刑になりますよと、そう

いうことなどを言って、やっとその人が、それでは自分は、最初は否定しておったんだけれども、自分はそういうことをしたと。それで、どういふような経路で持ち出したというのを説明をしたから、佐藤さんは荒尾市の農家と韓国へ行って接いだ穂木を全部焼却処分にしたと、こういう事例がありますね。だから、こういう事例が既にもう一杯あるんですよ。

だからこういう、あるのにもかかわらず、個人の育成者が一生懸命頑張って、さつき国井先生がいわれる省庁の方で補完をしてしっかりとやってくれと言われたけれども、こういう法をやつぱり的確にやつぱり適用してやつていかないと、本当に海外で、今もう韓国なども野菜を日本に、目指して野菜を輸出をしろと、そういうそして補助金まで出して徹底的に日本攻勢をやっている。それは全部、ほとんどが日本の育成者が開発をした種苗なんです。そこを、事例が一杯あるのに日本はこうして漫然としている。アメリカだったらこれは徹底的にいけますよ、徹底的に。そういうのが日本の本場に今まで省庁が漫然としてきた怠慢を、この法ができたからといって適用も恐ろしくないでしようね。私はこの法を、罰則規定があるけれども、農林省はこれを適用をしてびしゃつとこの種苗法を確固たるものにしていくということには私はないと思いますがね、どうですか、大臣。

○国務大臣(亀井善之君) 今回、こうしてお願いをしておることもございまして、その点十分努力をしていかなければならないと。改正の趣旨、このことをまた大変積極的に努力をされて新品種の開発等々につきまして努力をされている関係者もおられるわけでありまして、そういう点で、その育成者の権利が保護されるような努力を省を挙げて今回の法改正を契機にやつてまいりたいと、こう思っております。

○本田良一君 それで、ひとつアンケートを取っていたらどういふ事例、全国アンケートを取って、そして今度はこの国でどういふ栽培をやっているか、そういうことなども含めて、やつ

ぱり一つのマップ上でそういうものをやつぱり指摘をしておくということが重要だと思いますが、韓国、中国、ベトナム、それから、私はベトナムに八年ぐら前に前にも農協会合のときに行きました、ベトナムでは既に日本のコシヒカリを栽培をしておりました。そして日本にこれを輸出をするんだということでした。だから、そのときのコシヒカリは、それではこの種苗法に引つ掛かったのかと聞いたたら、その種苗法ができる前だったからということだったんですよ、昨日のこの質問の勉強会では。だから、そういうふうに行っているものに對して適用できない状況にもなっておりますね。

だから、ひとつしっかりとアンケートを取っていただきたいと。そして、地図上に大体予想されるそういうものを明確にしてもらいたいですが。次に、海外における我が国の育成者権保護の観点から見ると、特にアジア地域各国の状況は大変心もとない。特に、中国の状況について育成者権の制度整備と的確な保護に向け我が国として積極的に要請等を行うべきではないか。

まず、種苗法上、中国や他のアジアの国で問題となっている案件があれば紹介をしていただきたい。それから、この法が今後中国等で理解される環境にあるかどうか、お伺いをします。

○国務大臣(亀井善之君) 現在、アジアの地域におきましては、UPOV条約、植物新品種保護国際同盟、これに加盟しておりますのは我が国のほか、中国、韓国の二か国と、こういうような状況でありまして、中国は一九九九年、韓国は二〇〇二年に加盟したばかりでありまして、保護対象植物が限定されており、アジア地域においては我が国の植物の新品種の保護を十分に行うことができない状況にあるわけでございます。

是非、このアジア地域においてUPOVを通じて新品種の保護制度の整備に向けたまた支援もいたさなければならぬと思っておりますし、また専門家の養成、あるいは国際協力事業団等を通じての研修と、これら活動を実施していかなければなら

ないと、こう思います。

さらに、近く、先ほど先生も御指摘のベトナムあるいはフィリピンが加盟をするというようなことも聞いておるわけでもございます。是非、特に、中国などの外国領土内での我が国の法律に基づき権限を行使することができないと、こういうことでございますから、収穫物が中国から輸入される際にこれを摘発する方法等々また考え、中国もUPOV条約に加盟していることでありますので、今後の問題として互いに種苗法令事案をどう扱っていくかと、こういうことにつきまして研究する必要がありますと、このように認識をいたしております。

○本田良一君 案件は、案件。案件です。事例。いや、大臣じゃなくても結構でございますが。

○国務大臣(亀井善之君) 品種登録をされた種苗が中国等に持ち出され、栽培され、その生産物が利用されることはゆゆしき問題でありまして、現在、特になんではなからうかと、こう思います。○本田良一君 これ、私は、UPOVのことをおっしゃいましたが、中国は八十幾種の種類しか入っていないですね。限定されております。ところが、日本は全品種をしております。

だから、そういうふうには、日本でこういう種苗法を持って、そして改正もした。ところが、それ日本の法ですから中国で適用するあればありませぬ。しかし、それを、お互いにこれを日本がこういう法を作ることによって、そしてまた日本が特に育成者権という、種苗の優れたものを持って、いる。だから、こういう法を作ったわけですから、そうであれば、これは先進法にならなくちゃいけないですね。

だから、日本がアジアにおいて法の先進国になるんですよ。ずっとアメリカは日本に対して法の先進国でやってきたからね。だから、技術だけでなくアメリカは法の先進国なんですよ。日本はずっと法の後進国ですね。だから、法の先進国にならなくちゃいけない。

法の先進国であれば、アジアのこういう国に對

して、日本の法はこうだから、あなたたちもこういう法を作ってくれと、そしてあなたたちはUPOVに加盟しているじゃないかと、国際的な視野を持っていらっしゃるであれば、日本のこの法を理解して、あなたたちもこういう法を対等で作って、そして対等にこの育成者保護をやるうじゃないかと、やっていくのが今からでありますから、中国にはそういう環境にまだないわけです。こういう法を理解する環境にはありません。

だから、もつと、そういうまず指定品目をもつと増やし、そしてこの法を、実態を、中国辺りも作って、対等に理解する環境になってもらいたいということなんです。

それから、極端に言うならば、今ここに、済州島であつたように、相手の国に行つて、それはうちのだから焼却をしよう。これはちゃんとバイオまで撮っているんですよ、佐藤さんは。

だから、そういうことが例えばやれるのかどうか。中国で日本の育成者が育成した種苗が栽培をされている、それについて、発見をしたから、行つて直ちにこれはもう焼却だと、そういうことが今できる環境にありますか、中国は。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 中国、外国の領土でございまして、そこでの行為に対して我が国の法律に基づいて権限を行使するということが現在ではできないわけでございます。

したがいまして、先ほど大臣が御答弁されましたように、そこから收穫物が日本へ輸入されるその瞬間をつかまえて我が国の法律を適用すると、こういう仕組みしかないわけでございます。

全体的に見た場合、やはり先生、先ほど来御指摘のように、中国の中での種苗管理制度と申しますか、品種登録制度を整備をして、我が国の育成権者が中国でも登録をして育成権者になって、そして中国の法令に基づいてきちっとした保護が受けれると、やっぱりこういう仕組みを築き上げていけないといけないというふうに思っています。今、アジアでは辛うじて制度があるのが中国と韓国でございますので、これをもつとと広げ

ていく努力というものが必要になるのかというふうに思っているところでございます。

○本田良一君 それではいいですよ。そういうふうにするのを私は願うわけです。

ただし、先ほど、中国で生産、育成したものは日本にその水際までおつしやつたけれども、この水際まで生のもので来ることはないですよ、今から。流通業者が扱うんだから、必ず加工されて来る。だから、これは脱法になつてしまつて僕

は言うわけですよ、さつきから指摘しているのは。だから、加工品になつた場合の法的な措置が取れるように、これを脱法としないために、これも法文化する、これが重要だということを先ほど、前段で言いましたね。

それから、今回の法改正では、種苗法の改正と前後して関税定率法を改正をし、育成者権を侵害した收穫物の輸入に際しては税関で阻止することが盛り込まれております。

しかし、日本から育成者権登録した種子を無断で持ち出すことについての水際のチェックはないに等しい。例えば、種子を外国に持ち出し、そこでの收穫物を日本以外の国々に輸出をした場合などは全く引つ掛からない。

確かに、收穫物に比べて種子の水際チェックは難しいが、外国における違法な種子の持ち出しに対して適及的に追及する仕組みを農水省が中心になつて提案をすべきではないでしょうか、大臣にお伺いします。

○国務大臣(亀井善之君) 登録品種もこれ、業として許諾を得ずに輸出、譲渡等をした場合は、育成者権を侵害したことになり、民事上及び刑事上の責任追及がなされるべきと、このように考えます。

実態的には、今御指摘の種子を持ち出した者などを直ちに確定することができず、外国での生産や譲渡の状況を把握するために当該外国での捜査等が必要になつてくると、このように思われます。今後とも、この権利侵害の状況の推移を見て、いろいろ検討をすべきでありまして、当面は、こ

れらのことにつきましては捜査機関等に対して情報の提供を行つたり、また品種識別技術を教授するなど連携をして收穫物の輸入段階でチェックをして、種苗を違法に輸出した者に責任追及に協力してまいりたいと、このような状況、現在のところはそういうことになろうかと思ひます。

○本田良一君 次に、我が国では育成者権は農業者の自家増殖には及んでおりません。すなわち、最初の種を育成者権者から譲り受けておけば、翌年以降、その收穫物から種を採取すれば一々育成者にコストを払う必要はありません。これが特許権や著作権などと大きく違う点であります。

せっかく苦労して新品種を開発しても、最初の種だけの開発利得だけであればなかなか開発コストも回収できない。このため、育成者権は最初の種すら譲渡するのを拒む傾向があります。これでは、育成者権を保護して農業の発展につなげようという趣旨に反して、知的財産戦略の本旨にもとることになります。

自家増殖であつても、その收穫物には適正な開発者利得を認めるべきではないでしょうか。大臣にお伺いします。

○国務大臣(亀井善之君) 自家増殖は、従来から農業者の慣行として行われてきたものでありまして、これを禁止するということになりましたと、大変生産現場を混乱することになるわけであります。

そういう面で、育成者権侵害対策研究会におきましても、育成者権者側の委員から、育成者権保護の観点から自家増殖に対する制限を強化すべきとの意見も述べられたこと等を踏まえ、研究会報告では、現行の自家増殖の制限範囲、特定植物の栄養繁殖であるとか、挿し木あるいは自家増殖の、挿し木等は自家増殖の対象外と、こういうことで意見が述べられ、妥当性を検証することの必要性が指摘されておるわけでありまして、今後、自家増殖の制限に関する契約の状況等、再度調査をした上で農業者や育成者権者の意見を踏まえて検討

を行つてまいりたいと、こう思っております。

○本田良一君 この育成者権で、今回の種苗法改正も、この冒頭から、知的国家戦略に基づいて、特許法の改正に基づいてこの改正をやるということになつておりましたね。それで、国家戦略の中に取り込んでこの種苗法を進展させる、これはいいことなんですよ、先ほど冒頭言いましたけれども。

しかし、何かまだ経済産業省の知的戦略の、そこから押されてきた感じが何となくありますね、農水省が。だから、こういうのは、種苗というその育成者、特許権と同じくらい重要なもの、それであるならば、経済産業省の描いた知的戦略の環境の中から発想するのではなくて、やっぱり農水省としてこの重要な種苗、特許、育成者権、これをやっぱり確固たる自信に持つて経済産業とぶつかつて、もつと経済産業省の知的戦略よりもより優れたものを農水省は育成者権で確立をし、そしてひいては農家の新しい産業の起爆剤になり、そして農家が本当にいろんな産業の、新産業創出につながつていくと、そういうふうになつていくように私はこれをやらなければ、ただ刑事罰を設けて取り締まっていくことだけがこの種苗法ですと、こういうことにならないようにしつかりやつてもらいたいと、こう思いますが、大臣、もう一回この点。

○国務大臣(亀井善之君) 先般も官邸で知的財産の本部の会議がございまして、私、初めて出席をしたわけでありまして、そのときに今委員御指摘のいろいろの権利等々の問題で御発言ある中で、種苗法のちよつとこの改正を本委員会に提案しておることでもございまして、それなりに勉強している中で、これは大変重要なことではなからうかと、そういう分野の一分野としてしっかりと私も農水省としても対応していかなければならないんではなからうかと、このように認識を持ったわけでありまして。是非、今、委員御趣旨のようなことで十分考えてまいりたいと、こう思っております。

○本田良一君 次に、我が国の種子保存状況につ



いて局長に答弁いただき、さらにその重要性の認識について大臣にお伺いします。

○政府参考人(石原一郎君) 我が国の種子保存の状況でございます。農業生物研究所が中心になりまして、我が国の各地にございます研究所と連携いたしまして、十四機関、三十五か所、二十一道府県、の地域におきまして、現時点におきまして二十二万五千点の植物の遺伝資源の保存を行っていらっしゃるでございます。

○国務大臣(亀井善之君) 種子等の植物遺伝資源につきましては、作物育種の素材として利用のほか、近年バイオテクノロジーの進歩と、こういう面で遺伝子の機能解析素材等、多様な用途への利用の重要性が高まっております。そのような面で、種子の保存と、これは野生種を含めたことでございますが、我が国農業の技術開発にとりましては必要不可欠のことと、このように思っています。そういうことで、我が省、農水、農林水産省、パンク事業を実施してあるところでもございまして、一層のこの遺伝問題につきましては努力をしてまいりたいと、こう思っております。

○本田良一君 まず、この種子の原種の保存ですね。これがいかに重要であるかということを含め、大臣にお伺いしたんですが、日本は、米国が五十五万点、それから中国がロシアを追い抜きましたね、十年前はロシアが多かったんだけど、三十五万、ロシアがその次に三十三万、インドが三十四万二千と、国際的にはそういうふうになっておりまして、日本はインドの辺にきているわけですが、それよりもっと、二十二万ですからもっと少ないですけれども。

それで、この原種を保存する、この種を制する者は世界を制するという言葉が言われております。これはもう久しい、二十年ぐらい前から。そうしたときに、この原種を保存をしないければ遺伝子組換えというのはやれないんですね。だから、今、この口上を述べるわけじゃないけれども、私は、去年まいった種を今年もらって来年まで収穫はできないんです。遺伝子に仕掛けをしてあ

ります。だから、ちゃんと遺伝子を、今年はこのスイカを作るためには、トウモロコシを作るためには、その種の種屋さんから買って植える、そのためには肥料も機械も全部収穫までのコンベヤーまで一切付けて買わなくちゃいけないということ、種を制する者は世界を制するという言葉なんです。だから、収穫から何もかも、ハードからソフトまで全部制してしまうから、そういう言葉で言われるようになっていくんです。

だから、先祖代々の種を私は保存して来年もまたいて収穫をするという時代はもうなくなって、ある企業から、ある種苗家から買って、毎年種をまいてやらないと収穫はできないという仕掛けになっているのは今のバイオテクノロジーのこの農業ですね。そうしたときに、この原種が一番重要なんです。

だから、原種の保存をずっとやってくださいと、私は県会からときからこれを言ってきました、十何年前からですね。そうして初めて熊本に八女にあった一部分が移ってきております。だから、一か所だけでは大変ですから、分散をして、サブセンター、今説明があったようにサブセンターを設けて保存をしておかないといけませんね。だから、もっとアメリカに追い付くように、原種の保存をしっかりとお願いしたいということがこの私の一つの趣旨であります。「いい指摘だ」と呼ぶ者ありは、ありがたうございます。

それから、もうそれでちよつと忘れてしまいました。次に行きます。それで、もう忘れちゃったから、次に行きます。まあ、重要でありますから、よろしく願います。

育成者権の保護の期間が二十年又は二十五年になつておりますが、これは、例えば中国から輸入をしているインゲンマメの姫手亡や小豆のエリモシヨウズなど、元来北海道開発品種にもかかわらず既に保存期限を切っておるものがあります。我が国へ大量に輸入されても、何ら打つ手が無いのが現状であります。私は、育成者権の保護期間を欧州並みに二十五

年又は三十年にすべきだと思いますが、いかがでありますか。中を抜きましたけれども、御答弁をお願いいたします、局長。

○政府参考人(須賀田菊仁君) この育成者権の保護期間、先生おっしゃったように、EUは原則二十五年で、永年作物三十年、米、麦、粟、韓国等は我が国と同じ二十年、二十五年と、こうなっているわけでございます。これをどのぐらい認めるべきかという話でございます。

どうも一つは、育成者権の実態でございますけれども、やはりできるだけ早期に登録種苗を大量に販売してお金をもうけて、次の投資にまたしたいというのがどうも行動パターンの方でございます。まして、育成者権者サイドからは保護期間の延長という話は聞かれないという実態にござい

ます。それから、その存続期間中に登録料を払わなければ取消になるわけでございますけれども、現時点での登録品種の存続期間の平均というのが五・二年ということでございまして、この実態から見ても存続期間についての延長要望というのは、そうないんではないかということで、次に、やっぱり利用者側、利用者側にとってはやっぱりお金を払わないで自由に利用できるという要望もあるわけでございますので、育成者権者との利用者側の双方の利益のバランスといったものも考える必要があるんじゃないかということで、現実には存続期間延長の必要性というのは今のところ感じていないというのが実態の認識でございます。

○本田良一君 もう時間が来ておりますから、私、これでやめます。もう少し、ちよつと今の答えは言わなくちゃいかぬけれども、これで終わります。

○日笠勝之君 公明党の日笠勝之でございます。食料もエネルギーも資源も乏しい日本は、先ほど大臣もおっしゃいましたように科学技術立国、裏を返せば知的財産立国にならなければならぬわけでありましょう。そういう意味では、知的財産権を守り、またそれを積極的に活用を進めるた

めに、昨年の十二月に知的財産基本法というものが成立をいたしました。これに伴い、新品種育成者権の保護強化を図るために今般の種苗法改正と、こうなつたわけでございまして、早くこの権利改正については私も賛成をし、早くこの権利というものが、また保護というものが国民に周知徹底されまして、世界の一つのモデルとなるぐらいの、そういう我が国としてこれを契機に出発できるような、そういうものになってもらいたいなど、こういう期待をしておるところでございます。

個別具体的にそれではお伺いをしたいと思います。

農林水産先端技術産業振興センター、STAFというところでございますが、昨年の十月に全育成者権者へのアンケート調査をされておられますね。品質登録制度に対して望むことというアンケート調査でございますが、その中で、複数回答でよかったということでございますから、その中で三〇％以上の要望があったものが七項目ござい

ます。一つは審査期間の短縮六六％、二つ目は立証方法の確立四六％、三つ目は相談窓口の開設四五％、四つ目は制度の普及啓発四一％、五番目が海外での権利取得制度に対する支援二六％、六番目が権利侵害品の水際規制が三五％、七番目が農家の自家増殖の制限三三％というのが、三〇％以上七項目ございました。

それらにつきまして逐次お伺いをしていきたいと思ひます。まず最初に、審査期間の短縮、一番多くて六六％ございました。この審査期間の件は先進国は大体どういふふうな期間になつておりますか、まずお答え願ひたいと思ひます。○政府参考人(須賀田菊仁君) 品種登録の審査期間、欧米各国の状況を見ますと、作物の種類によつてまちまちでございますけれども、およそ二年から四年の間ということでございます。○日笠勝之君 じゃ、日本の場合の現状と、今後その審査期間の短縮ということでの目標につい

ていかがでしょうか。

○国務大臣(亀井善之君) 実際に植物を栽培して

この特性を調査すると、これは大変重要なことで、植物の種類によりますが、おおむね二年から四年の審査期間を要しておるようなわけであります。

審査委員の増員であるとかデータベースの整備等による審査事務の効率化を進めた結果、平成九年には四・一年であったわけでありますが、十四年には三・一年と大幅に短縮し、早いもので二・三年というようなことになっておるわけであります。

○日笠勝之君 ですから、今後のこの目標、審査期間をどのぐらいまで圧縮したいこうと、こういうお考えがあるかをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(亀井善之君) この手続の電子化ですとか審査能力の向上あるいは栽培試験の体制整備等によりまして平成十七年度までに審査期間を三年以内と、このようにし、また審査期間の短縮が図られるように更に努力をしてみたいと、こう思っております。

○日笠勝之君 審査官が二十二名ぐらいだそうでございますし、この体制で大丈夫なのかとか、また、今日の日経の、日本経済新聞のDNA構造解明特集という中に、種から育てて姿形で判断していた従来の手法に比べて、品種がねらいどおり性質を備えているかどうかが発芽の段階で遺伝子チェックできる、そういう遺伝子、DNA解析技術が向上を今しつとあるし、今後もしれば育種期間が半分で済むと、こういうようなことも今日の特集出ておりました。

そういう意味では、今後の、先ほど大臣もおっしゃいましたけれども、DNA鑑定をいかに技術を向上させるか、またデータベース化をどうしていくか、こういうことも非常に重要なものだと思います。そういう意味では、是非ひとつこれらのことを総合的に進めていただきますように、せめて早くこの審査期間が短縮になりますように特段のまた御努力をお願いを申し上げておきたいと思

います。

それから、普及の、失礼しました、制度の普及啓発でございますが、これ四一％ぐらいの要望がございました。この制度が発足してから二十五年経過をしておるわけでございますが、どうもこの育成者権というのは特許権とか商標権とか著作権に比べてちよつとまだ社会的な認知が低いのか、なと、こう思っておるわけでございますが、なぜなんでしょうね。また、そして今後どういふふうにしてこの制度のまず普及啓発をされようと思おるのか、現状と対策についてお答え願いたいと思

います。

○大臣政務官(渡辺孝男君) 品種登録制度そのものは昭和五十三年に発足したわけでございますが、この育成者権にしましては、それを明確化した法改正は平成十年でありまして、今その強化を図っているわけであります。普及強化を図っているわけでありますけれども、やはり、今のところ、育成者等に対してはかなり制度の浸透が図られてきた、そのように考えておりますが、ただ、種苗が容易に繁殖できる、あるいは流通段階において登録品種であることが認識しにくいというようなこともありまして、まだまだ権利侵害を未然に防ぐためには不十分かなと。そういう面では、生産・流通業者等への制度の普及啓発を一層進める必要があると考えているところであります。

今のところ、流通業者向けのパンフレットを作成、配布はしておるわけですが、今後、更にそのパンフレットの配布先をもっと広い対象にしていくと、そしてまた説明会の開催等もより充実をさせて、きめ細かな普及啓発活動を行ってまいりたいと、そのように考えております。

○日笠勝之君 パンフレットを作成し配布するというところでございますが、これも先ほど申し上げました育成者権者に対するアンケート調査の中で、国内でのこの育成者権の侵害の相手先というアンケートに対してしまして、種苗会社というものが結構あるんですね。

種苗会社といえ、もういわゆる種苗法四十九条で農林水産大臣に届出をしないといけないわけ

です。そういうプロ中のプロの種苗法に基づいて届けをするような種苗会社があるというところは、こういう育成者権を侵害するということはあるとあり得べからざるかと思うんですね。ところが、これが結構件数としては多いわけでござい

ます。

そこで、今度罰則を強化をいたしまして、法人も一億円以下と、こういうことでございますが、著作権、失礼しました、特許法は一億五千万円になっておるんですね。今回、法人の罰則を新たに一億円というところで改正すると、こういうことですね。なぜ特許法とこの種苗法とでは上限が違うのかと。

私がなぜこういうことを申し上げるかという、農林水産大臣に届けをするような種苗会社も一億で、最高であれば一億ということですね。こういうのは、もういわゆる重科ということですか。普通は一億でも、一億五千万円ぐらいの、せめて特許法と横並びぐらいの罰則が強化されて初めてこの種苗法というものが特許法に並ぶぐらいの大変重要な法案だということになるわけですが、まずお聞きしたいのは、種苗会社がかかりこの侵害を、育成者権を侵害しておるといふ事実、これに対してどういう認識をされていきますか。

それから、新たな罰則で法人も一億と、こうなりましたが、農林水産大臣に届けをするような企業が最高一億ということの特許法から見ても低過ぎるんではないかと、こう私は思いますが、以上二点、いかがでしょうか。

○国務大臣(亀井善之君) 先ほど御指摘のような法人がそのような侵害をしていると、これは大変遺憾なことと、このように思います。また、そういうことのないようなことも私も努めていかなければならないと、こう思います。

なお、罰則の限度でございますけれども、これは、違法行為の対象となる法益がどの程度尊重されるべきか、あるいはまた罰則により違法行為が、どの程度期待できるか、すなわち抑止効果がどの程度あるか、違法行為を行った者の責任がどの程

度あるか等を総合的に勘案して決定されておると、このように思います。

育成者権の侵害は、他の類似的知的財産法との比較において、著作権、デザイン等の侵害と同様なものではないかと整理をされ、その罰則が決められたと、このように思います。

○日笠勝之君 先ほどの局長の御答弁ですと、ここ数年、種苗法違反で罰則適用ないということでしたよね。だから、罰則適用もないのに抑止効果が一億円ぐらいだろうなんというようなことは全然分らないんじゃないですか。ゼロから幾ら見ても、掛けたらゼロですよ。ゼロ掛ける百万もゼロですし、ゼロ掛ける一万もゼロですから。

そういう意味では、罰則適用がないのにこの罰則を強化をしますね、個人も法人も。そういうふうな、ちよつと何となく矛盾しているという気もいたしますが、今後大いに罰則適用されるような事例がないことを望みながらも、やはりこれはきちつとした、種苗法において罰則を強化するわけでございますから、きちつとした対応を示さなきゃならない、それがまた抑止力にもなるわけでありまして、しっかりと今後の対応、また推移を見ながら、諸外国等の罰則なんかの推移を見ながら検討もお願いを申し上げておきたいと思

います。

それから、次に参りますと、権利侵害品の水際規制というのが三五％ございました。これと併せて、立証方法の確立ということも四六％ございましたが、併せてお聞きをしたいと思

います。

このたび関税率法が改正されました、育成者権侵害物品を輸入禁制品に追加をいたしまして、また輸入差止め申立て制度の対象とするということになりました、一歩前進をしたと思

しました。どうやってこれ輸入するのかなと思っ  
ていますと、とにかく本体をばらばらにするんだ  
とか、トリガー、引き金ですね、ああいう重要な  
部分は後ほど送りますとか、また銃口に詰め物を  
して模型品のようにするんだとか、こういういろ  
んな工作をして送るんですね。ですから、税関も  
なかなか、社会悪物品のけん銃なんというのは、  
イの一番に、麻薬と一緒に取り締まらなきゃいけ  
ません。麻薬の方は、昨日も何か百五十キロも、  
大変な量を見付けられたようなんですが、この  
ようになかなか見た目では分からない。もう知  
恵比べのような感じで、イタチごっこでございま  
す。

そこで、今回、初めて育成者権侵害物品を輸入  
禁制品だとか差止め申立て制度の対象にするとい  
うことで、税関の皆さんも非常に大変なこれお仕  
事になるかと思いますが、一体全体、どのような  
技術といましようか、鑑定技術といましよう  
か、そういう技術を確立されようかとされておるの  
か。また、昨今はDNA鑑定などが言われており  
ますが、そういう検査体制、こういうものをどう  
いうふうに整備されようかとされていますか。また、  
農水省とはどういう連携を取ってこの法律改正に  
成果が上がるように対応されようかとされておりま  
すか。

以上三点、お願いできればと思います。

○政府参考人(浦西友義君) 育成者権侵害物品の  
水際での取締りに関する御質問でございますが、  
まず、税関におきましては、輸入差止め申立  
て制度によりまして、権利者から提供をしていた  
だきます。まず海外及び国内における権利関係、  
それから外観で判断するための情報等を基に取締  
りを行いまして、育成者権侵害物品を発見いたし  
ます。そして、それから認定手続に入るわけでござ  
います。権利者及び輸入者から意見及び提出  
される証拠を基に侵害物品か否かの認定を行うこ  
とにしております。また、必要に応じてサン  
プルを採取いたしまして、DNA鑑定を行うこと  
により侵害物品か否かを判断することを考えてお  
ります。

現在、育成者権侵害物品が輸入禁制品に追加さ  
れましたことを受けまして、農林水産省の協力を  
得まして職員に対する育成者権に関する研修を  
実施しているところでございます。今後、育成者権  
者から輸入差止め申立てが出された際には、税関  
職員の識別技術を向上させるために、具体的な識  
別ポイント等につきまして、農林水産省と関係者  
の協力を得ながら研修を充実していきたいとい  
うふうに考えております。

また、DNA鑑定につきましては、関税中央分  
析所で行うほか、当面、農林水産省の監督下に  
ございまして試験研究機関に依頼することにして  
おります。

なお、各税関におきましては、DNA鑑定を可  
能にするような検査機器、例えばPCR増幅器等  
の導入、それから人材の育成等、体制整備を今後  
検討してまいりたいというふうに考えておりま  
す。

○日笠勝之君 しっかりと対応、連携を密にして  
いただければと思います。

次は、海外での権利取得に対する支援、これは  
三六%ございましたね。それから、相談窓口の開  
設、これも結構多くて四五%ありました。これ  
らを併せてちょっとお聞きをしておきたいと思  
います。

さて、海外での権利取得に対する支援策、サポ  
ーと策というのは農水省にあるんでしょうか。希望  
は大変多いわけですね。それから、相談窓口を開  
設してくれという御要望も四五%、半数近くある  
わけですが、これに対しての今後の対応、以上二  
点について伺いたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先ほど来申し上げ  
ておりますけれども、やはりグローバルベースで  
育成者権を保護しようと思えば海外でやはり権利  
取得を推進する必要があるというところでござい  
ます。まだまだ、海外でどんな制度があるのか、  
海外での制度では侵害に対してどういうことがや  
れるのか、まず、そういう情報が足りませんので、

こういうものをインターネットで掲載をする等を  
しております。制度の後援しているアジア地域に  
対しましてはその制度の整備を支援をするとか、そ  
して植物品種保護戦略フォーラムというところが  
いろいろな弁護士さんによる相談窓口等を開設す  
るというような活動をしておりますので、そこに  
対しましていろいろな情報提供等の環境整備を  
行っている、こういう状況でございます。

○日笠勝之君 経産省は特許において知的財産セ  
ンターというものを検討しておるようですが、こ  
れと一緒にするような、行政のスリム化というこ  
とで一緒にこのセンターでそういう相談窓口など  
とはできないんですか。あくまでも農水省は農水  
省、経産省はどうぞ勝手にやってくれと、こ  
ういうことなんでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 特許におきまして知  
的財産センター、これは特許の制度というのはは  
るかに進んでおりまして、日本で特許の申請をす  
る、希望をすれば国際的にも申請できるような仕  
組みになっておりまして、私どものこの育成者権、  
それに比べますとまだそういう国際的な取組とい  
うのは後れている状況でございますので、その仕  
組みに追い付くべく、今後頑張っていきたいとい  
うふうに考えております。

○日笠勝之君 それ以上深追いはいしなくておきま  
しょう。

続きまして、今度は別の角度からの質問になり  
ますが、育成者権侵害対策研究会というのがござ  
いまして、本年二月、その報告が出されてござい  
ますが、これによりまして、いわゆる加工品、先ほ  
ども出しましたが、加工品を育成者権の対象とする  
かどうかについては中長期的課題とすると、こうあ  
るわけですが、中長期と申し上げても、イン  
ゲンマを白あんにしたり、イチゴをジャムにし  
たり、収穫物を加工し輸入しているという脱法行  
為に近いことが現在行われております。非常に懸  
念されるわけですが、事は急を要するわけですね。  
いつごろまでに、中長期的課題と言いますが、い

つごろまでにその方向を出すのか、出そうとして  
おられるのか、お聞きしたいと思えます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) まず、加工品、直  
接の加工品というのはもうUPOVの条約上、各  
国の裁量で育成者権の権利の対象にしていよいよ  
いうことになっていくんですね。先ほど来  
申し上げておりますとおり、どうも加熟処理等の  
加工をやりましてDNAの抽出ができないという  
ことで識別技術が確立できないということがござ  
いまして、アメリカでもEUでも加工品はいまだ  
対象にしないという状況でございます。

やはり、私も、いつまでというよりも、加  
工段階、加工品段階でのDNAの品種識別技術の  
実用化、これがまず先だろうということござい  
まして、その技術開発を急ぎまして、その時点で  
加工品も対象にできるようにしたいというふうに  
考えているところでございます。

○日笠勝之君 これ、税関に聞きますが、加工品  
を輸入差止め申立て制度ということでも、もし申立  
てが出た場合はこれどうされるんですか、加工品。  
先ほど、今局長の話によりますと非常に識別難し  
いと、こうおっしゃっておるわけですが。

○政府参考人(浦西友義君) 税関におきまして水際  
取締りは育成者権の侵害物品ということございま  
すので、現在加工品につきましては育成者権の  
侵害物品というふうには、範疇には入っていない  
ということ、現在のところ、税関においての水  
際取締りはできないということでございます。

○日笠勝之君 だから、先ほど申し上げたように、  
局長は、加工品を育成者権の対象にするかどうか  
というのを早く決めないと水際での差止めもで  
きないわけですね。そういう意味では、今後ど  
のぐらいのスピードで、中長期的課題とおっしゃ  
るんですが、中長期というのを何年でしょうね、中期  
という五年で長期では十年、しかし、日進月歩  
というか分進秒歩の世の中でございまして、大  
体目安ぐらいがないといかぬのじゃないかと思  
います。どうですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生、これですね、

今、種苗の段階、今度の法律改正で収穫物の段階まで罰則の対象とすると。それはなぜかというところ、収穫物がDNAで識別の対象になったからということでございます。これは、ほかの法律の解釈、あるいは犯罪、罰則との関係で構成要件の明白性の要請との関係あるわけでございますけれども、私も私としては、現在の収穫物の範囲というものを、識別技術が確立すればできるだけ、限度はあると思いますけれども、できるだけ広げていくという、そういうふうなことで対応をできないかということを検討していきたいというふうに考えております。

だから、逐次、識別技術が実用化すれば何とかその、限度はありますけれども、範囲で読めないかというふうな対応に心掛けていきたいというふうに考えております。

○日笠勝之君 財務省の方、結構です。ありがとうございます。

次の質問に移りたいと思いますが、品種登録における出願公表制度創設によりまして出願後の名称変更ができないと、こういうことになりましたが、先ほどからも質疑の中にありました福岡県の農産物知的財産戦略においても、是非名称変更をしてもらいたいと要望が出ております。

なぜかという、出願後の自己都合による出願名称の変更がでなくなることに付いて、マーケティングリサーチとか、いろんなほかの名称との関係とか、要は売りやすい名前にしたいと。名は体を表すわけでございますから、いったんもう出願しちゃうと名前は後、名称変更はできないと、こういうことですが、何とかその名称変更を認めてもらいたいというのが一つと、駄目なら一回ぐらいいいんじゃないかということとか、ダブルでもいいんじゃないかとか、ただ括弧して二種類出すとか、いろんなそういうことが考えられるわけでございますが、どうなんでしょう、名は体を表す、本当に名前が物売れるような時代でもございますので、名称変更要望がありますが、これに対してはどういうお考えでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 名は体を表すと言うんですけれども、種苗というのは外観からだけでは品種の区別が付きにくいということがございまして、やはり名称というのが品種識別の重要な意味合いを持つていっているわけでございます。出願をして出願公表になりますと、仮保護ということで育成者権の効力が及ぶわけでございます。そうすれば品種識別の重要な手段でありますその名称を自由に變更されるというのはなかなか適當ではないというふうに思っております。その名前ですと宣伝、喧伝がされるわけですので、自由な變更を認めていると、流通、生産、そういう現場に混乱が生じるのじゃないかというふうに思っております。

平成十年の改正で、品種登録に係る未譲渡性の要件緩和ということで、出願以前一年間は譲渡可能というふうになっておりますので、その間に名称を考えていただけないかなというふうに思っております。

○日笠勝之君 今回の種苗法改正のときには、この十六条のこともひとつ検討の対象にしておいていただければと思います。

時間がありません。最後の質問になりますが、出願料、登録料でございますが、これ安いのか高いのかよく分かりません。省令で四万七千二百円が上限ということで出願料はなっておりますが、特許法の方は、これは経産省に言わすと、今度はもう特許料が下がるんです、下がるんですと非常に大きな声でおっしゃっておられますね。今回の種苗法での各種料金は一体どうなるかという、全然変わらぬのですね、現状維持ですね。デフレの今、世の中でもありますし、少し、出願料、登録料などなど、少し下げる方向で考えたらどうなのかというのが一点。

二つ目は、登録料はまとめて払うことができる、一年分だけじゃなくてまとめて払うことができる、こういうことでございます。数年とか十年ぐらいいい単位でもいいそうで、前払いでもいいそうでございますが、これは自動車重量税も、今度自動

車リサイクル法で途中で自動車を廃車にするときには重量税も月割りで返ってくる。もう前から、自動車税の方は前から返ってきます。そういうふうなことで、いったん出したものは返さぬというのではなくて、まとめて払った分は登録を解除したときは残りの分ぐらいいは返すとか、その辺の便宜をお考えがあってもいいんじゃないかなと。以上、二点でございますか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 品種登録のまず出願料でございますけれども、先生おっしゃいましたように一律四万七千二百円と。特許の方は、出願料は二万一千円でございますけれども、その別に審査請求料が最低で八万六千三百円、これ若干今下がりますけれども、そういうふうになつて、特許と比べても出願の料金は非常に低いレベル。それから、品種登録後の登録料も最初のうちは年間六千円、一番最後に来ても年間三万六千円ということでございます。これ、もちろん特許に比べても格段低うございますし、外国に比べても格段低いという状況でございます。

いったん払ったものをやめたときに返還できないのかという話でございます。この登録料というのが登録品種を業として独占的に利用する権利を設定したことに對する負担、要するに、利益を受ける可能性の高い育成者権者に負担を求めていると、全体の費用に充てるといふ、こういう性格のものでございまして、その途中の自主的な取消しというのは権利の放棄ということ、返還する仕組みにはなっていないわけでございます。

とはいふものの、今後そのままでいいのかというところについては、やはり他の類似の制度、外国の制度がどうなっているか、ちよつと研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○日笠勝之君 終わります。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。まず、種苗法から質問いたします。

開発輸入が急増する中で、日本の新品種の種苗が無断で中国や韓国などに持ち出されて、その収穫物が日本に輸入されると、それが日本の生産者

に大きな打撃を与えているわけです。北海道では、農業試験場が十年間掛けて育種してやつと品種登録をされた白あんの加工用のインゲンマメ、雪平草ということですけれども、これは北海道としては豆の中でも主力品目ということで、品種ということで位置付けていたわけですが、これが商社が違法に持ち出して逆輸入をしていくと。

それで、これは六十キロ当たり大体一万五千元というふうな価格が付くわけですが、中国産で港に入ってきたときには六千五百円程度というところで、三分の一とは言わないですけれども、相当やっばり差があつて、そういう中で栽培面積が半減するような事態になつていくと。

そのほかいろいろ、イチゴの話もありましたし、いろいろあるわけですが、今回の法改正がこういう種苗の違法な持ち出しによって海外で生産されて輸入をされた収穫物に刑事上の罰則を掛けるということで、実態から見てもこれ必要な改正だというふうに思ふんです。

ただ、不十分な点もあると。既にいろいろな形で取り上げられて話になつていっているわけですが、加工品の扱いについて、これ、農水省は今回、育成者権の及ぶ範囲について、加工品については規制することを見送つたわけですが。

しかし、加工品として入ってくる輸入というのは本当に増えてきていると。日本の商社が、野菜や果実等、日本からの持ち出した品種、この持ち出した品種を外国で栽培をします。同時に、直接投資をして現地の企業と合併で加工工場も造つたりして、安い賃金でカットとか冷凍というふうなことだけで輸入されてくるものも非常に増えていくわけです。

こういう言わば加工度の低いものですね、こういうものも規制の対象外にされるのかどうか。加工といつてもいろいろあるわけですが、今回の規制の対象というのはどこに線を引くのかというところについてまずお聞きしたいと思います。○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生おっしゃられ

ましたように、今回の法律改正で収穫物については育成者権侵害として罰則の対象にするわけでございます。加工品の方は条約上やってもいいというふうになっているわけでございますけれども、やはり識別技術が実用化の段階に至っていないこと等ありまして、今後の検討課題というふうにしたわけでございます。

それでは、収穫物と加工品と差がどこにあるのかということでございます。

一応定義上は、収穫物というのは植物体の全部又は一部で種苗を用いることによって得られるものと。植物体の全部又は一部で種苗を用いることによって得られるものと、こういう定義でございます。加工品といえますのは、それに、その収穫物に一定の加工を加えて、その本質は保持させつつ新しい属性を付加して価値を加えたものと、こういうふうな定義をされているわけでございます。すけれども、その区分というのは個々具体的に社会通念に照らして判断するほかにどうというふうに思うわけでございます。

社会通念に照らして何を判断するのかということとでございます。一つは、技術的にその品種の特定が可能かどうかということ、それから二つ目には、収穫物に加えられた加工の程度がどうかということとでございます。ありていに言いますと、私どもとしては、単にカットあるいは冷凍した、乾燥した、塩蔵した、こういうものは識別が可能だと思われまして、収穫物と解したいというふうに考えております。

○紙智子君 冷凍、カット、塩蔵、乾燥ということでは、これは収穫物ということで見るといこうとですね。

それで、収穫物に入るのかどうかということの判断の基準、今お話しされたわけですが、加工品について品種の同一性の立証が困難であるかどうかという話もありました。DNAの鑑定ができません品種の識別が不可能なことが今回見送った理由にされているわけです。

しかし、冷凍とかそれからカット野菜以外にも

DNAの鑑定などで品種を識別することが可能な加工品というのはあると思うんですね。

例えば、これも先ほど来話に出ていましたけれども、畳表、これは原料はイグサなわけですが、中国からはほとんどが畳表という形で、編み込んで入ってくるわけですね。これは加工品とみなされて規制対象にならないのではないかと。これはどうでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) イグサと畳表の関係でございます。

もう先生も御存じのように、簡単に言いますと、畳表を作るまでは、イグサを収穫して、泥で染めまして、乾燥をして、選別をして織るということとでございます。そして、そのイグサと畳表の間はDNAの識別によって識別可能というふうになされているわけでございます。今後、いろいろな法令解釈の問題あるかと思いますが、私どもとしては、今回の立法趣旨に、改正のこの趣旨にかんがみれば、この畳表はイグサの収穫物の範囲で解釈することができないかというふうに考えているところでございます。

○紙智子君 これからのそういう検討に掛かっていくわけですね。

それで、私、イグサについて申し上げたいんですけれども、中国から畳表の形で輸入が急増して、これが日本の生産者に本当に大きな打撃を与えました。九州などの産地で多くの自殺者を出しました。生産者の自殺者を出しました。

生産の中心になっている熊本八代市の、委員長の出身でもありますからよく御存じだと思いますけれども、イグサの生産面積というのは、九八年に千四百四十一ヘクタールだったのが、二〇〇一年、平成十三年は半分以下です、六百四十一ヘクタールまで下がった。九九年の輸入ライセンズの枠で三万トンなわけですが、これに對して七千二百トン上回るイグサの製品が輸入されて価格が暴落すると。それで、十一年あたり、当時、九九年当時で、所得では粗収益よりも生産費が大幅に上回る、もう完全に赤字と、絶望的な

状況になって、そういう中で、深刻なその実態について、当時テレビもこれ取り上げました。

その中で紹介されている生産者の方が、もう本當に、おれ一代で終わらだという話をされていた。声が紹介されていたわけですが、何人もの生産者がそういう苦境に立たされて自ら命を絶つという状況の中で、ようやく二〇〇一年にネギやシイタケとともにイグサは、三品ということで暫定のセーフガードを発動した経過がありました。

それで、畳表として中国から輸入される品種は登録のないものなんですけれども、これは過去に日本から持ち出されて中国で広がった、畳表の大量輸入につながったというふうに言われています。現在、熊本県は、県が育成した優良のイグサの品種、これ「ひのみどり」という品種なわけですが、それこそ産地の再生を懸けてこの品種に取り組んでいるわけです。「ひのみどり」というのは、茎が細くて色むらが出ないので非常にきれいに編み上がっていくという、そういう畳、すばらしい畳に仕上がるということで、栽培面積を広げて県内の三分の一に当たる五百ヘクタールまで広げて、そして県として株の海外流出を防ぐために必死の取組をやっているし、県としてはDNAの鑑定技術も開発したということが新聞でも紹介されました。

しかし、ここにも畳表で輸入されるということになりますと、今の段階でいえば、差止めも損害賠償も要求もできない。産地が一体どうなるかということになりますと、正しく存亡を懸けたそういう取組になっているんですね。もし仮にこの「ひのみどり」が持ち出されて畳表として輸入されるような事態になれば、それこそ産地は本當に立ち上がれない打撃を受けることになると思うんです。非常にそういう意味では重い問題が掛かっているというのを思うわけですね。

明らかになつたり、こういう事態になれば、権利侵害です、品種の識別が可能で明らかに権利侵害があったものについてまで権利の行使がで

ないということになると、これは法の趣旨からいっても問題だというふうには思っていますけれども、大臣、いかがでしょうか、御認識を。

○国務大臣(亀井善之君) 現状ではなかなか難しいわけでありまして、育成者権の対象と、加工品を、ということには限界があるわけでありまして、この辺も是非、実用化の段階と先ほど局長申し上げておりますとおり、DNAの品種識別技術等の実用化と、こういうものをやはりいろいろ整備をいたしまして、中長期的に検討し、加工品の取扱いにつきましては是非、今いろいろのお話があるわけでありまして、それらの問題につきまして努力をしまいたいと、このように考えております。

○紙智子君 育成者権の侵害対策研究会、この議論の中でも、明らかに加工品で侵害があったときに、それでも看過するのはどうかということとで議論もされているわけです。加工度が低くて品種識別可能なイグサなど、県もDNAの鑑定での識別ができるように努力していると、こういうふうな、今すぐでも可能なものからやれば規制の対象にするなど検討すべきだと思っております。でも、もう一度お願いします。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先ほど来申し上げておりますけれども、私も、現実、実態的な対応をいたしまして、種苗とその他の識別可能性があり加工度が低いといったものについては、法律上許されるという前提にはなりませんけれども、今度の法律改正の収穫物の範囲で解釈をして、権利侵害に對しては所要の措置が取れるというふうなことという運用をしていきたいというふうに考えております。

○紙智子君 先ほど話に出ていましたUPOV、植物新品種保護に関する国際条約、この中では、加工品については対象としないかというものは各国、加盟各国の裁量に任せるといふふうになっていますね。

それで、その中で韓国の場合、加工品もこの品種保護の対象にしているというふう聞いていま

すけれども、この韓国の種子産業法ですか、この関係でどういうふうな位置付けられているのでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生おっしゃいますように、UPOVの条約は、直接の加工品については各国の裁量で権利の対象としていいよというふうになっているわけでございます。

韓国は二〇〇一年に種子産業法というのを制定をいたしまして、加工品というものを含めまして専用利用権の対象というふうになっているわけでございますけれども、やはりお伺いをいたしますと、加工品の原料となった品種を効果的に識別する技術がないということで、加工品に関する権利侵害が問題になった事例がない、規定はあるんですけども、なかなか実効が上がらない状況にあるということでございます。同様のことは豪州でも、加工品も対象にした規定はあるそうでございますけれども、実効が上がっていないというふうに向っております。

その余の国は我が国と同様、加工品を対象にした法律はないということでございます。

○紙智子君 品種識別の検証方法というのはどのようになっているか、もし分れば教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 品種識別の方法は、まずその外観で見るわけでございます。外観の形質とか特性とか、実の形が長いかとか丸いかとか、中切ったら白っぽいとか、そういう形質で見まして、そのほかにDNA分析でこの収穫、このものとこの品種登録されたものが同一かどうかというのを見るわけでございます。種類によってDNA識別技術の確立の度合いが違っております。先ほど来言っておりますけれども、稲だとかインゲンとか、そういうものは進んでおりますし、果樹、野菜というのも実用化の段階に來ているということでございます。

まず、先生、先ほどおっしゃいましたイグサの「ひのみどり」、これも今、特許申請の段階、こういうところでございます。

○紙智子君 農水省としては、今度の改正で加工品を見送って、対象から見送ったというのは、DNAの鑑定ができない、識別不可能だということが理由になっているわけですが、国自身の、加工品については国自身の裁量でいうことがあるわけですから、積極的なやっぱり対策を講ずべきだということに思ひます。

農水省は、農産物や加工食品についてのトレーサビリティの導入を打ち出しています。それで、輸入食品も対象にすれば、加工品でも原材料にまでさかのぼることができると思ひます。例えば、あんなこんな今結構中国から入ってきているわけですが、これが中国のどこで栽培されたかという品種のものなのかという原材料にさかのぼって分かったら、これ識別できるんじゃないかと思ひます。

ですから、育成者権侵害対策研究会で「中長期的な視点の下に検討していく」というふうになっているんですけども、そういった方法も含めて、イグサについてはその収穫物とみなせるようにという話があったわけですが、こういうこと、加工品全体についてもこういうやり方でもって早急に検討すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(亀井善之君) 是非、加工品の問題につきましましては、DNAの品種識別技術の実用化、これを促進することによりまして、また技術開発の促進、こういうものを踏まえて育成者権の対象に加工品を加えると、こういうことにつきましても十分検討してまいりたい、このように考えております。

○紙智子君 今回の改正がこの新品種の知的所有権を守ると、それから日本農業を守る上で必要な改正だということに思ひます。

産地では、今回の改正で今まで横行してきたこの開発輸入に対する対応策として期待はあるわけですが、ただ、その中でも、例えば二十年間というこの保護期間を過ぎたもの、コシヒカリなんかもそうだと話もありますし、ブドウなんかも、

そのほかにもまだいろいろ一覧表で見るとたくさんあるわけですが、これが規制の対象とならないと。種苗法では対応の限界があるということですね。

開発輸入は、日本の商社が種子を持ち出して技術指導をやって、安い労賃で生産をさせて逆輸入をする。ここには種子会社も大きな役割を担っているということも言われているわけです。国内生産を守るために、やっぱり種子の輸出についてもこれルールというのが必要じゃないかと。今日ここではそのことについてやりませんけれども、そのことを指摘して、次の質問に移りたいと思ひます。

次、表示問題について質問いたします。

農産物に対する表示問題ですが、この間、食にかかわる一連の事件を背景に、食品表示に関する国民の関心というのは非常に高いものがあります。六割輸入に依存している我が国の状況ということですが、産地と消費者の距離というのは離れているわけです。それで、消費者にとっては適正な表示というのがやっぱり本当に重要になっていると思ひます。

まず、総務省にお聞きしたいと思ひますけれども、今年一月に総務省は食品表示に関する行政評価・監視結果に基づく勧告というのを行っております。この勧告に先立つて、昨年、食品スーパー等の利用者に対しての食品表示に関するアンケートを実施されました。その中で、生鮮食品に新たに義務付けてほしい表示事項に関するアンケートというのもやっていると申すので、この結果について、どうなっているか説明いただきたいと思ひます。

○政府参考人(田村政治君) ただいま御指摘のアンケート調査は、総務省が平成十四年四月から十五年一月に掛けて実施いたしました食品表示に関する行政評価・監視の一環として、消費者が食品の表示に関して有している意識などを把握するために、十四年五月に二十三都道府県の消費者三千人を対象にして実施し、千三百三十六人の方から

回答を得たものでございます。

調査結果の概要であります。生鮮食品について新たに表示を義務付けてほしい事項としては、農産物では出荷日又は収穫日六二%、農薬・肥料の使用量・回数五四%、消費期限四二%、畜産物では消費期限五六%、出荷日五三%、使用した飼料名が五〇%、水産物では出荷日が五九%、消費期限五八%、煮物・生鮮用などといった用途について五七%、それから精米では農薬・肥料の使用量・回数が五三%、出荷日又は収穫日四八%、生産者の氏名・住所三七%などとなっております。

○紙智子君 ありがとうございます。

それで、農水省にお聞きしますけれども、このアンケートの結果が示していますように、農産物について出荷日や収穫日を知りたいという声が多いわけですね。これは消費者としては当然の要望だということに思ひます。特に、野菜の場合、長期間輸入によって栄養成分が低下するというとも言われている中で、長期間輸入された輸入野菜と国産野菜の差についていろいろこの調査のデータも出されているんですね。

九八年に女子栄養大学で市販のプロッコリーについて三年間これを調べて、調査の結果が雑誌に紹介されました。アメリカからの輸入品と国産品との比較では、ビタミンCそれからベータカロチン、還元糖などで輸入品は国産の八割程度しかないということが結果として出ています。

それから、文部科学省が五訂日本食品成分表というのを作成する際に使っている食品成分基礎データという中でも、例えばアスパラガスでは国産と輸入品で、輸入品の方が六二%のビタミンCの含有量になっているとか、枝豆で六七%、プロッコリーで五九%という形で、国産の方がだから高いわけですね。ここには輸送期間の差がやっぱり影響しているということが想定されているわけです。

しかし、輸入野菜というのは実際には我々スーパーなんかに行っても、いつ輸出国で収穫されて、どのように輸送されて、いつ日本に輸入してきた



実はこのことにつきましては、現在、厚生労働省と連携をいたしまして、昨年十二月に食品の表示に関する共同会議を設置をいたしまして、食品の表示基準全般について調査審議をお願いしておりますところでもございます。御指摘の点や表示義務付けの問題等々、これらの課題を含めて、今後ともこの共同会議でいろいろ広い議論をしてまいり

一月の総務省の行政評価局の勧告では、このアンケートの結果を紹介した上で、やっぱりこの食品について表示すべき項目等の、食品表示にかかわる現行制度の見直しを行う場合に当たっては、これらの消費者の意見にも十分配慮することが望まれるというふうになっているわけです。出荷日、

種苗法の改正に關しまして、これは新しいわゆる開發に對する知的所有權の、何といひますか、保護といひますか、そういうことでしようから、この新しい開發ということを考えます際の、遺伝子組換えの作物が多くあるんじゃないかなということとは考えられますので、それについてちよつと質問を準備したんですが、今日のこの議論お聞きしてまして、ちよつとその前にお聞きしたいことが出てまいりまして、通告しておりませんけれども、ひとつお願いをしたいんですが。

今回のこの種苗法の刑罰を重くしたということと、それは、余談ですけども、前回JAS法で

そこで大臣に、これは本当の大臣の個人的なふだんお考えになつてゐるお考えでいいんですけれども、やっぱり破る者がいるということでの法律の刑罰をお決めるのか、これだけの刑罰を作つておけば大体破れないだろうと、破らないだろうというふうにお考えになるか、その辺、大臣の御所見なりちよつとお伺いしたいと思うんですが。

○国務大臣(亀井善之君) 是非、この刑罰等々が該当しないようにいろいろの産業活動の、種苗の問題等々に取り組んでいただきたい。これは委員、先ほどもお話をされたとおりでございます。その辺なかなか難しい問題でございます。政治の問題も、政治資金規正法であるとか、あるいはあつせん利得処罰法案であるとか、いろいろの官製談合の問題等々、いろいろ法案を整備をし、実は、これはあつせん利得の関係につきましても、私は議員立法のときに提案者の代表でやりました。その後いろいろの事故が起きておりますことは大変残念に思っておりますけれども、幾らその刑罰、罰がこれだから起きないということとはなかなか難しいことでありまして、是非、一つの、それそれほかの法律との関係もございまして、数字が示してあるわけでございます。願わくはそういうことのないように活動していただきたい、このように思っております。

○岩本荘太君 ありがとうございます。

私は、常識的に考えると、法律、どの辺に決めたらいかにというの、これは一つの問題だと思ふんですけれども、それで決められた法律は正常な人なら守ると思うんですね。破るのは正常でないところがあるという感じを持つんです。それを、そういう判断を政治と金の問題に当てはめると、あれを破るのはやっぱり正常な人じゃないのかなというような感を持たざるを得ないような感じ、感想だけでも、申し述べさせていただきます。

それでは、この遺伝子組換えの問題なんですけれども、質問の順序をちょっと変えさせていただきますが、いろいろ今までもあると思うんですけれども、遺伝子組換えの新品種とかそういうものがあると思うんですけれども、今の開発状況等、それがどんな目的でやられているか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○政府参考人(石原一郎君) 遺伝子組換え作物についての開発の目的なりその状況ということでございます。

遺伝子組換え作物につきましては、従来の育種とは異なる方法でございます。したがって、これまでの品種にないような品種改良、あるいは栽培技術の改良が実現できます。したがって、この技術そのものとしては、高品質で高機能な農産物、あるいは低コストでの生産と、食料の生産ということとを可能にする技術であると考えております。したがって、この技術そのものを有効に活用いたしますれば、豊かな国民生活の実現に大きく寄与できる可能性を持った技術であるというふうに考えております。

現在のところ、この遺伝子組換え技術につきましては、独立行政法人あるいは大学の研究機関等を中心に、遺伝子の機能の解明あるいはその組換え作物の開発ということをやっております。

我が国で現時点で開発したものといまして、環境の、開発過程ですからいろいろな実験などが行われております、その過程におきまして環境の安全性の審査、いろいろな審査があるわけですが、環境の安全性の審査というものを確認したものとしましては二十六件、十一作物になっております。ただし、これがすべて栽培されるということではございませんで、現時点におきましては、これから栽培、商業的に栽培されているものはないという状況でございます。かつては色変わりのカーネーション等、商業的に栽培されていたこともございます。

以上が開発の状況及び栽培の状況でございます。

○岩本荘太君 開発の状況は分かりましたし、環境に対するその負荷があるかどうか、その辺の検討されているのは分かるんですが、そこまでして開発をするというメリットですね、目的といいますか、どういうメリットを求めてその新品種は開発されているんですか。

○政府参考人(石原一郎君) 作物のいろいろな特性が変わることがございます。現時点での遺伝子組換え作物の開発というのは、言葉は第一世代とよく言ったりしますが、海外で開発され

ているもの、例えば除草剤耐性ですとかいうような作物がございます。こういうものは、生産性の向上ということで、生産コストの削減ということでのメリットを追求した農作物としてございます。我が国におきましてはなかなか、むしろそういう第一世代というのは受け入れ難いような雰囲気というんですか、国民の懸念も一方においてございます。

また、開発の過程におきましては、これもまた開発途上でございますが、花粉症を緩和するような米の開発というものを並行して開発してまいります。これは消費者に対してメリットがある。大豆であれば、例えば高オレイン酸大豆といったものもあるわけですが、そういう消費者のメリットを感じさせるような作物、これは第二世代とよく言ったりもします。

そういう意味では、第一世代、第二世代といったような新たな作物、農産物を通じて国民生活を豊かにする可能性を持った技術であるというふうに考えております。

○岩本荘太君 分かります、分かるんですが、除草剤とかの代替をするとか花粉症を少なくすると分かるんですが、そういうやつ、もう少し具体的にいろいろあるんでしょう。そういうメリットがないとやっぱりそういう開発されないと思うんです。だから、それは生産者に任せているというんなら、まあそれかもしれない。農林省としてはそこまではつかみ切れない、出てきたものをチェックするというのならそれまでなんですよ。けれども、今までの開発の状況を踏まえて、どういうメリットをもつてそういう遺伝子組換えの種子を作っているかと。もう少し具体的な例があったら教えてもらいたいと思います。

○政府参考人(石原一郎君) いろいろな作物の中に、先ほど申しました中に、例えば病害虫の抵抗性がある。これはもち病に強い遺伝子を持った稲ですとか、それからトマトにしましても病気に強い、あるいは日もちが良いといったようなトマトの開発ですとか、それからこれは食べ物ではございませ

んが、カーネーションについては先ほど申しましたように色が変わっているもの、あるいはパチュニア、これも花でございしますが、病気に強いといったようなものの開発、それから大豆については高オレイン酸の大豆ですとか、そういう形での開発なりをやっておりますのでございます。

○岩本荘太君 今のお話伺っていますと、やっぱりこういうものを開発するかどうかというのは民間任せになるわけですね。まあ、いいですよ、それは農林省がしっかりチェックしていただければいいんですけれども。

私は、この遺伝子組換え作物を申し上げましたのは、先ほどから出ている生物多様性条約ですが、そっちの関係もありますけれども、いわゆる自然環境に対する影響、これも大変大事だと思うんですけれども、やっぱり農林省という立場では食品としての人体に対する影響があるかないかということですね、その辺をしっかりとチェックしなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、先ほど来お聞きしましたらまだ栽培、実際にあれですね、試験場以外の栽培はされていないというふうなこともございました。今後こういうものはどんどん僕は増えてくると思うんですけれども、農林省としては今後どうなうに増えてくるか予想しているのか、それに対してどういう対応をされるか、それをお聞きしたいです。

○政府参考人(石原一郎君) この遺伝子組換え作物につきましては、食品、いろいろな安全性の審査がございまして、環境の審査、それから食品につきましては厚生労働省の方で食品衛生法に基づき安全性の審査をしておりますのでございます。

したがって、この遺伝子組換え作物につきましても、いろいろな需要、国民の要望等を踏まえていろいろな遺伝子組換え作物ができてくるであろうというふうに考えております。したがって、そういうものにつきましては安全性を、農林水産省としては環境への安全性、それから厚生労働省さんの食品としての安全性の審査等を通じて、安

全でかつ国民生活を豊かにするようなものとして開発なりをしていきたいというふうに考えています。

○岩本庄太君 今の御答弁で、僕は食品に対する安全性というのは農林省がやっているとはっきり思いましたけれども、厚生労働省なわけですか。それはどこかがやってくれりゃいいんですけれども。

最後に大臣にちょっと御答弁いただけたらと思うんですけれども、こういう新しい開発を私は決して駄目だとは言っているわけじゃないんですけれども、やっぱり何が起るかわからないわけですね。その一つの例があつたBSSEであつたし、さらにはクロールなんか同じように、最近ちょっとおかしな現象起こつてきていますけれども、やっぱり新しいものとして開発されて、それが受け入れられれば人間社会が豊かになりますからそれはそれでいいんですけれども、その影響というのが単純に見ただけで分らない、ずっと長い期間たまたま分らないというような感じがするんです。したがって、クロールの場合もBSSEの場合も、私は追跡調査といいますか、長い間ずっと監視して、それでいざ何かが起こったときにはすぐにそれが解析できるような、そんな体制で持つていってほしいかなというふうな希望を持つて申し上げたことあるんですけれども、そういうものも含めて、この作物の遺伝子組換えについて今後の農水省の対応といいますか、それについて大臣の御方針なり所見をお願いしたいと思っています。

○国務大臣(亀井善之君) 遺伝子組換え作物につきましては、先ほど来出ておりますとおり、食品としての安全性の問題あるいは環境の問題と、このことがやはり重要なことであるわけでありまして、それらを踏まえて十分私ども、先ほど申し上げましたが、研究機関もそのつもりで、それに、安全の問題、あるいは国民の皆さんに御説明申し上げる、あるいは理解を得る、いろいろのことを考えていかなければならないわけでありまして、

そういう点を十分踏まえて慎重にその問題に対応してまいりたいと、こう思っております。

○岩本庄太君 終わります。

○中村敦夫君 種苗法改正案について公式な確認の質問をしたいと思ひます。

日本は農産物の品種改良において世界でもトップレベルの技術水準にあるということになっていきます。ところが、その改良された品種の種苗が国外に持ち出されて中国なんかで生産されて、安くそして大量に逆輸入されているというところは大きな問題だと思ひます。この改正案によつて、海賊版農産物を生産、販売、輸入する悪徳企業が一扫されればいいと思ひますが、問題はどうかやって実効性を確保していくかということですね。そうした観点から質問したいんですが、生産局長、お願いします。

九八年の種苗法改正で、原品種の特性をわずかに改良した従属品種というジャンルですね、この種苗について育成者権の対象となることになったんです。今回の改正案では、これまで種苗のみが対象であつた育成者権侵害における罰則規定が、今度は収穫物も対象になるということになっています。この収穫物への罰則規定というのは従属品種についても対象となるんでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) まず、UPOVという国際条約で先生言われました従属品種にも原品種の権利が及ぶというふうになされているわけですので、そして、種苗法でも同じく育成者権の効力というのは従属品種についても及ぶとされておりまして、今回の改正で収穫物段階の侵害について罰則の対象としたわけですので、従属品種の収穫物段階での無断利用行為に対しましても、原品種の育成者権の侵害ということでの罰則の対象になるということでございます。

○中村敦夫君 最も問題になっているのは海賊版農産物の逆輸入ということですね。例えば、コシヒカリの種苗が違法な形で持ち出されて中国とか何かで生産されて、それで逆輸入されるときに名前が変わつて例えば毛沢東米とかいつて来た場合に、名前だけではこれは分からないわけですね。今回の改正案では収穫物にも規制が及ぶとなつていきますけれども、どうやって水際での輸入を防ぐか、これが大きな問題で、課題だと思ひます。名称などを偽装した海賊版農産物が輸入されようとしている場合には、従属品種を含めてこれを識別する方法というのは確立しているのか、水際で輸入を防ぐ方法を具体的に説明していただきたいんですが。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 今回、関税率法の改正、これはもう四月一日から施行されておりますけれども、水際の取締りのまず手続でございます。その侵害されたという育成者権者から税関に對しまして、自分の権利はこういうものなんです、私の権利を侵害したのはこういう物品です、その識別のポイントはどうですという情報を添付して申立てがあるわけでございます。税関の方において認定手続をして、本当であれば輸入を差し止めると、こういう一連の手続を取るわけでございます。

その識別の方法でございます。やはり、従属品種を含めまして、名称のほか、まずは特性、品種登録される際に、特性がございまして、色、形、大きさ等の特性がございまして、それとの比較、外観からの識別をまず行つてございまして。外観からの識別で不十分な場合はDNA鑑定を行うということでの侵害物品を判定するというふうな仕組みを取ることとしてございまして。

このDNAの鑑定技術、先ほど来ございまして、稲、イチゴ、インゲンマメ等については実用化されておりまして、ナシ、桃等の果樹、ナス、ネギ等の野菜でも技術開発が進められておりまして、今後ともその研究開発に取り組んでいくということにしているわけでございます。

それでは、先生が先ほど来言われている従属品種というのができるのかという話でございます。従属品種といひますのは、原品種の特性の一部を変化させているわけでございます。DNA鑑定はDNAの塩基配列を調査分析するわけござい

いますけれども、確かに一部変化させたその部分については区別ができませんけれども、従属品種というのは多くの配列のうちの一部分だけ変化させたものから、その余の部分、多くの余の部分について同じ、原品種と同じ塩基配列があるということでございます。DNA鑑定で原品種に由来するか否かの判別ができるということでございます。今後の研究開発を急いでいきたいというふう

に考えております。

○中村敦夫君 この従属品種を外観から鑑定するということはちょっと難しいですね、水際です。ですから、出回つたとしても、そうすると今度は業者が訴えようにもDNA鑑定を業者がやらない限り分らないという非常に困難な部分があるんですけれども、その点についてはどういうふうに考えていますか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 私どもの試験研究機関等におきましてDNAの識別技術あるいはその機器がございまして、種苗管理センターでございましてとか野菜茶業研究所でございましてとか、そういうところにそういうものがございまして、依頼がございましたら活用していただければというふうな、そういう体制で臨みたいというふう

に思っております。

○中村敦夫君 この育成者権というのは遺伝子組換え作物の新品種も対象となるのかという質問をしたんです。それから、遺伝子組換えの花弁、つまり花ですね、これも対象になるのかどうかというのを質問します。

○政府参考人(須賀田菊仁君) まず、品種とは何かということでございます。

植物の品種は、形、品質、あるいは先ほど来出ております耐病性みたいなもの、こういう重要な形質が他のものと多少区別できるということ、そして単に区別できるだけではなくて、その特性を保持しながら繁殖できると、この二つの特質を兼ね備えた植物体の集合でございます。より具体的に申し上げますと、他の品種と明確に区分でき

る、また種から同じようなもの、均一性と言っていますけれども、同じようなものができる、何世代繰り返しても同じものができるといふ安定性、こういうことを満たしておれば植物の新品種ということになります。

そういうものを作る手法として遺伝子組換えというものもございまして、遺伝子組換えによる新品種の育成ということも今のような要件を満たせば可能ということになります。実際に花弁におさまして遺伝子組換えの四品種が品種登録がなされまして、育成者権が与えられております。

○中村敦夫君 遺伝子組換えの品種もほかの品種と同じような過程で考え続けていくということ、は、ちょっと私に疑問に感じているんです。遺伝子組換え作物というのは、生物の種の壁を越えて、ほかの生物の遺伝子を導入して人為的に作り出される品種なんですか。ここは大きな違いだと思えます。ですから、植物同士じゃなくて、植物に動物の遺伝子を導入するケースというものがもう既に研究されていますね。

話に聞きますが、ビタミン強化のためにレタスにネズミの遺伝子をも注入する、そういうような研究開発が行われているということなんです。そうしますと、それを食べて後どうなるのかということに対して全く保障なしに、これ、もう一つの新品種だからいいということに進んでいつてしまっているのかという、こういう怖さが私はあると思います。

そして、遺伝子組換え作物については、食品のそうした安全性という面と、栽培過程での周辺農業の環境、あるいは自然環境などへの影響、さらに特許と結び付いているために一部企業による農業支配という大きな問題があるわけですね。実際問題として、昆虫の生態への影響、あるいは耐性雑草の出現など遺伝子組換え作物への害が実験の調査で明らかになってきているわけですね。

まあ今回ちょっと時間がありませんので、私は遺伝子作物には基本的に反対する立場にあります

ので、今後、種苗法と種苗行政の問題点をもう少し大きなスケールで議論していただきたいし、私もそうした観点から質問を続けていきたいと思いますので、よろしく願います。

○委員長(三浦一水君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。種苗法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三浦一水君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三浦一水君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(三浦一水君) 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案、農業災害補償法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。亀井農林水産大臣。

○国務大臣(亀井善之君) 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。将来にわたる食料の安定供給と農業の持続的発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を早期に確立することが重要であります。

そのためには、地域の実情に応じて効率的かつ安定的な農業経営を広範に育成していくとともに、意欲ある農業の担い手が多様な経営展開を図

ることができるようしていく必要があります。また、近年、遊休農地が増加傾向にあり、その解消を図ることが急務となっております。政府といたしましては、このような課題に対応して、農業の構造改革を加速するための措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農業生産法人による多様な経営展開を可能とするための措置であります。

農業を営み又は営もうとする者の作成する農業経営改善計画について、現行の計画事項に加え、関連事業者等と連携して行う経営改善のための措置を含めることができるようにするとともに、分社化、のれん分け等農業生産法人の多様な経営展開が可能となるよう、このような計画の認定を受けた認定農業事業者である農業生産法人については、農地法に定める構成員要件について特例措置を講ずることとしております。

第二に、集落営農組織を担い手として育成するための措置であります。

地域の農地を面としてまとまって利用し、経営主体としての実体を有する集落営農組織について、地域における農地の利用集積を図るための準則である農用地利用規程に担い手として定めることができるようにし、その育成を図ることとしております。

第三に、遊休農地の解消及び利用集積を促進するための措置であります。

地域農業の振興を図る上で著しく支障があると認められる遊休農地について、その所有者等に農業上の利用に関する計画を届けさせることとし、その計画内容に応じて認定農業事業者への集積等その利用増進を図るための措置を講ずることとしております。

続きまして、農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農業災害補償制度につきましては、昭和二十二年の制度創設以来、半世紀以上にわたり、災害によって農業者が被る損失を補てんすることにより、農業経営の安定に大きく貢献してまいりました。

しかしながら、我が国農業をめぐる情勢が大きく変化している中で、意欲ある農業の担い手が創意工夫を生かした農業経営を展開するための条件を整備し、農業の構造改革を推進するためには、担い手となる農業者の経営感覚の醸成に資する等の観点から農業災害補償制度を見直していくことが必要であります。

このような課題に対応して、農業者の経営実態に応じた補償の選択、農業生産の実態に即した合理的な補償及び農業共済団体の運営の合理化に資するため、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農業経営の実態に応じた補償の選択に資するための措置であります。

農作物共済、果樹共済及び畑作物共済の引受方式につきましては、現行では、農林水産大臣による地域指定又は農業共済組合等による選択等により、地域ごとに単一の方式とするのが原則とされておりますが、農林水産大臣による地域指定を廃止し、農業共済組合等が複数の引受方式を共済規程等で定めることができることとしております。

また、乳牛の子牛及び胎児を家畜共済の共済目的に追加するとともに、果樹共済に樹園地単位方式を、畑作物共済に一筆単位方式を導入する等の措置を講ずることとしております。

第二に、農業生産の実態に即した合理的な補償に資するための措置であります。

農作物共済の災害収入共済方式に品種、栽培方法等による区分を導入するとともに、家畜共済の死亡又は廃用に係る共済金に支払限度を設けることとしております。

第三に、農業共済団体の運営の合理化に資する

ための措置であります。

農業共済団体の選挙権に係る規定を整備するとともに、農業共済団体の自治法規として共済規程又は保険規程を導入するほか、書面で行うこととされている共済細目書の提出を電磁的方法によることができることとしております。

以上が、これら二法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(三浦一水君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十七分散会

四月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案

一、農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「農業経営改善計画」の下に「第十二条の二第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第七條第四項第二号において同じ。」を加える。

第十二条第四項を削り、同条第三項中「基本構想に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合する」を「次に掲げる要件に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 基本構想に照らし適切なものであること。
- 二 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るた

めに適切なものであること。

三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

第十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の農業経営改善計画には、当該農業経営を営み、若しくは営もうとする者から当該農業経営に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又は当該農業経営の円滑化に寄与する者が当該農業経営の改善のために行う措置に関する計画を含めることができる。

第十二条の次に次の一条を加える。

(農業経営改善計画の変更等)  
第十二条の二 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。

2 同意市町村は、前条第一項の認定に係る農業経営改善計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)が同条第四項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第三項に規定する者(第十三条の三において「関連事業者等」という。)が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第四項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

第十三条第一項中「前条第一項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)」を「認定農業者」に改める。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

(農地法の特例)  
第十三条の三 関連事業者等が認定計画に従つて第十二条第三項に規定する措置として認定農業者に出資している場合における当該関連事業者等についての農地法第二条第七項第二号の規定

の適用については、同号中「トに掲げる者の数」とあるのは、「トに掲げる者(農業経営基盤強化促進法第十二条の二第二項に規定する認定計画に従つてその法人に出資している同項に規定する関連事業者等を除く。以下この号において同じ。)の数」とする。

第十四条中「第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画(以下「認定計画」という。)」を「認定計画」に改める。

第二十三条第四項中「又は」を「若しくは」に改め、「という。」の下に「又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業生産法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)」を、「当該特定農業法人」の下に「又は特定農業団体」を加え、同条第五項中「特定農業法人」の下に「又は特定農業団体」を加え、同条第六項第二号中「又は農作業の委託を受けること」を「若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること」に改め、同条第九項中「前各項に規定するもののほか、農用地利用規程の認定及びその取消し、及び「その他必要な事項」を削り、同条第十項中「団体」の下に「(以下「認定団体」という。)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(農用地利用規程の変更等)  
第二十三条の二 認定団体は、前条第一項の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業生産法人となつた場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業生産法人を特定農業法人として定めようとするときは、農林水産省令で定

める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

2 認定団体は、前項ただし書の場合(同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を同意市町村に届け出なければならない。

3 同意市町村は、認定団体が前条第一項の認定に係る農用地利用規程(前二項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて農用地利用改善事業を行つていないことその他の政令で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第三項及び第六項の規定は第一項の規定による変更の認定について、同条第八項の規定は第一項又は第二項の規定による変更の認定又は届出について準用する。

第二十三条の三 前二条に定めるもののほか、農用地利用規程の認定又は変更の認定に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第二十四条中「団体」を「認定団体」に改め、「特定農業法人」の下に「又は特定農業団体」を加える。

第二十七条第一項中「以下「遊休農地所有者等」という。」を「第三項において同じ」に改め、同条第二項中「勧告」を「通知」に改め、同条第三項中「遊休農地所有者等」を「農林水産省令で定めるところにより、当該農地の所有者」に、「相当の期限を定めて、当該農地の農業上の利用の増進を図るべきことを勧告することができる」を「当該農地が特定遊休農地である旨を通知するものとする」に改め、同条第六項中「農地」を「特定遊休農地」に、「農地の」を「特定遊休農地の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「遊休農地所有者等」を「者」に、「農地の」を「特定遊休農地の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「遊休農地所有者等」を「者」に、「農地の」を「特定遊休農地の」に改め、同項を

同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知があつた日から起算して六週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、当該通知に係る特定遊休農地の農業上の利用に関する計画を同意市町村の長に届け出なければならない。

5 同意市町村の長は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る計画の内容からみて、当該特定遊休農地を含む周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用が促進されないおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、相当の期限を定めて、当該特定遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第二十七條に次の二項を加える。

9 同意市町村の長は、第四項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る計画に当該特定遊休農地の利用権の設定等についてあつせんを受けた旨の記載があるときは、その旨を農業委員会に通知するものとする。

10 前項の規定により農業委員会に通知があつた場合は、第十三条第一項の農用地の所有者からの申出があつたものとみなす。

第三十二條中「第二十三條第一項の認定を受けた団体」を「認定団体」に改める。

第三十九條を次のように改める。

(過料)  
第三十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十三條の二第五項の規定に違反して、同項に規定する期間内に農用地を譲り渡した者  
二 第二十七條第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(租税特別措置法の一部改正)

第二条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十三條の三第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第四十六條の三第一項第一号及び第六十八條の三十二第一項第一号中「第十二條第三項」を「第十二條第四項」に改める。

(農業者年金基金法等の一部改正)

第三條 次に掲げる法律の規定中「第十三條第一項」を「第十二條の二第一項」に改める。

一 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)第五十六條第一項第一号イ

二 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)第四十五條第一項第一号イ

農業災害補償法の一部を改正する法律案  
農業災害補償法の一部を改正する法律案  
農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四條の二」を「第十四條」に改める。

第十三條の三第一項中「第八十五條第十一項」を「第二百二十條の六第一項第一号」に改め、「第二百二十條の六第三項の規定による申出に係る金額を共済金額とする収獲共済(以下特定収獲共済という。にあつては、同項の特定収獲共済の共済目的の種類」と)を削り、同項各号中「(特定収獲共済にあつては、当該特定収獲共済の共済目的の種類)」を削り、同条第二項中「第二百二十條の六第十一項」を「第二百二十條の六第六項」に改める。

第十三條の四中「第二百二十條の十四第一項」を「第二百二十條の十二第一項第一号」に、「同項」を「同条」に、「第二百二十條の十四第二項の畑作物共済資格団体」を「第十五條第一項第五号に規定する栽培又は養蚕を行うことを目的とする同項第八号の農業共済資格団体及び第二百二十條の十三第一

項に規定する団体」に改める。

第十四條の二を削る。

第十八條第一項及び第三項中「議決権」の下に「又は選挙権」を加え、同条第四項を削る。

第二十二條第一項中「以下法人等」を「以下法人等」に、「定款」を「定款及び共済規程又は保険規程」に、「定款作成委員会」を「定款等作成委員会」に改め、「事項」の下に「及び共済掛金又は保険料その他共済規程又は保険規程作成の基本となるべき事項」を加え、同条第二項中「定款作成委員会」を「定款等作成委員会」に改める。

第二十三條第一項中「定款作成委員会が定款」を「定款等作成委員会が定款及び共済規程又は保険規程」に改め、同条第三項中「定款作成委員会」を「定款等作成委員会」に、「定款」を「定款及び共済規程又は保険規程」に改め、同条第四項中「定款」の下に「及び共済規程又は保険規程」を加え、同項ただし書中「関する」の下に「定款」を加え、同条第六項中「議決権」の下に「又は選挙権」を加え、同条第七項中「第五項まで」を「第四項まで」に改め、「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加える。

第二十四條第一項中「定款」の下に「共済規程又は保険規程」を加える。

第二十五條中「定款」の下に「共済規程若しくは保険規程」を加え、「基いて」を「基づいて」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二十九條を削る。

第三十條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第五号の二及び第五号の三を削り、同項第六号を次のように改める。

六 共済事業又は保険事業の種類  
第三十條第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第八号の二を削り、同項第九号中「積立」を「積立て」に改め、同条を同項第八号とし、同項第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同条第三項中「第一項第八号」を「第一項第七号」に改め、同条を第二十九條とし、第二章第二節中同条の次に次の一条を加える。

第三十條 農業共済組合は、共済規程をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一 共済事業の種類別の共済目的の種類に関する事項

二 共済金額に関する事項

三 共済掛金及び事務費に関する事項

四 共済責任に関する事項

五 損害評価会に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

農業共済組合連合会は、保険規程をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一 保険金額に関する事項

二 保険料及び事務費に関する事項

三 損害評価会に関する事項

四 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

行政庁は、模範共済規程例又は模範保険規程例を定めることができる。

第三十二條の二第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、「定款」の下に「共済規程又は保険規程」を加える。

第三十九條第一項中「定款」の下に「共済規程又は保険規程」を加える。

第四十一條第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「基いて」を「基づいて」に、「又は定款」を「定款又は共済規程若しくは保険規程」に改める。

第四十三條第一項中「左の」を「次の」に改め、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 共済規程又は保険規程の変更  
第四十三條第二項中「定款の変更」を「定款又は共済規程若しくは保険規程の変更(軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。)」に改め、同条に次の一項を加える。

農業共済団体は、第二項の農林水産省令で定める事項に係る定款又は共済規程若しくは保険



規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第五十一条第一項中「定款」の下に「及び共済規程」を加える。

第五十九条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「第三十条第一項第一号乃至第三号及び第十一号」を「第二十九条第一項第一号から第三号まで及び第十号」に改める。

第八十四条第一項第四号中「特定収獲共済」を「第二百二十条の六第一項第三号に掲げる金額を共済金額とする収獲共済（以下「特定収獲共済」という。）」に改め、同項第七号中「施設園芸用施設」を「施設園芸施設」に改め、同条第二項中「肉牛（乳牛以外の牛をいう。以下同じ。）の」を削り、「定款」を「共済規程」に改め、同条第四項中「定款」を「共済規程」に改め、同項第一号中「附帯施設」を「附帯施設」に改め、同項第二号中「施設内農作物」を「施設内農作物」に改める。

第八十五条第十項中「第十四項」を「第十二項」に改め、同条第十一項を次のように改める。

第二百二十条の八第二項に規定する収獲共済以外の収獲共済においては、前条第一項の規定にかかわらず、同項第四号の共済事故のうち果実の品質の低下を共済事故としないものとする。

第八十五条第十二項及び第十三項を削る。

第八十五条の三第四項中「乃至第五項」を「から第五項まで」に改め、「定款」の下に「共済規程若しくは保険規程」を加える。

第八十五条の三の二中「第三十条第一項第五号の二乃至第七号及び第八号の二乃至第十号」を「第二十九条第一項第六号、第八号及び第九号並びに第三十条第一項各号」に改める。

第八十五条の七中「第十二項まで」を「第十一項まで」に、「定款」を「共済規程」に改め、「及び第十一項」、「同条第四項中」、「（同条第十二項において準用する場合を含む。）」及び「同条第十二項中「前項」とあるのは、第八十五条の七において準用する前項」と、「第十二項」とあるのは

は「第八十五条の七において準用する第十二項」とを削る。

第八十五条の十第二項中「定款」の下に「共済規程若しくは保険規程」を加える。

第八十六条第一項中「定款」を「共済規程」に、「定款等」を「共済規程等」に改める。

第八十七条第一項中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第八十七条の二第七項中「定款」を「共済規程」に、「こえない」を「超えない」に、「財産差押」を「財産差押え」に改める。

第九十三条第二項中「果樹共済資格団体又は第二百二十条の十四第二項の畑作物共済資格団体」を「第十五条第一項第四号に規定する栽培若しくは同項第五号に規定する栽培若しくは養蚕を行うことを目的とする農業共済資格団体又は第二百二十条の第三項若しくは第二百二十条の十三第一項に規定する団体」に、「果樹共済資格団体等」とを「果樹共済資格団体等」とに改める。

第九十六条、第九十六条の二及び第九十八条第二項中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第九十九条第一項中「責」を「責め」に改め、同項第三号及び第四号中「因つて」を「よつて」に改め、同項第六号中「第二百五条第三項」を「第二百五条第五項」に改め、同項第八号中「特定園芸施設等」を「特定園芸施設等」に改め、同条第三項中「第八十五条第十一項、第六十六条第一項第一号又は第二百二十条の十四第一項」を「第六十六条第一項第一号、第二百二十条の六第一項第一号又は第二百二十条の十二第一項第一号」に、「果樹又は農作物」を「農作物又は果樹」に改める。

第二百五条中「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

農業共済組合の組合員は、第一項の共済細目書の提出に代えて、農林水産省令で定めるところにより、当該共済細目書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該共済細目書を提出したものとみなす。

前項前段の電磁的方法（第三十六条第三項の農林水産省令で定める方法を除く。）により行われた当該共済細目書に記載すべき事項の提供は、農業共済組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該農業共済組合に到達したものとみなす。

第六十六条第一項を次のように改める。

農作物共済の共済金額は、次の金額であつて農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めるものとする。

一 共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類につきその種類たる農作物の品種、栽培方法等に応じて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下「農作物共済の共済目的の種類等」という。）ごと及び農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、単位当たり共済金額に、イの数量に口の割合を乗じて得た数量に相当する数を乗じて得た金額

イ 当該耕地の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第九十九条第四項の規定により定められる基準収獲量

ロ 一から第九十九条第一項の規定により共済規程等で定められる割合を差し引いて得た割合

二 農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、単位当たり共済金額に、イの数量に口の割合を乗じて得た数量に相当する数を乗じて得た金額

イ 当該組合員等が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第九十九条第四項の規定により定められる基準収獲量の合計

ロ 一から第九十九条第二項の規定により共済規程等で定められる割合を差し引いて得た割合

三 農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、単位当たり共済金額に、イの数量に口の割合を乗じて得た数量に相当する数を乗じて得た金額

イ 当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第九十九条第四項の規定により定められる基準収獲量の合計

ロ 一から第九十九条第三項の規定により共済規程等で定められる割合を差し引いて得た割合

イ 当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第九十九条第四項の規定により定められる基準収獲量の合計

ロ 一から第九十九条第三項の規定により共済規程等で定められる割合を差し引いて得た割合

イ 当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第九十九条第四項の規定により定められる基準収獲量の合計

ロ 一から第九十九条第三項の規定により共済規程等で定められる割合を差し引いて得た割合

イ 当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第九十九条第四項の規定により定められる基準収獲量の合計

ロ 一から第九十九条第三項の規定により共済規程等で定められる割合を差し引いて得た割合

イ 当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第九十九条第四項の規定により定められる基準収獲量の合計

ロ 一から第九十九条第三項の規定により共済規程等で定められる割合を差し引いて得た割合

イ 当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第九十九条第四項の規定により定められる基準収獲量の合計

ロ 一から第九十九条第三項の規定により共済規程等で定められる割合を差し引いて得た割合

イ 当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第九十九条第四項の規定により定められる基準収獲量の合計

ロ 一から第九十九条第三項の規定により共済規程等で定められる割合を差し引いて得た割合

第六十六条第六項中「第一項第一号及び第二号、第二項並びに第三項」を「前項各号」に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第六十七条第一項中「定款等」を「共済規程等」に、「農業共済組合の合併等」を「農業共済組合の合併、農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出に係る市町村の共済事業の開始（二以上の農業共済組合からの申出による場合又は共済事業を行う市町村が、従前の実施区域のほか、農業共済組合からの申出により新たな実施区域につき共済事業を開始する場合に限る。）又は共済事業を行う二以上の市町村に係る廢置分合（以下「農業共済組合の合併等」という。）」に改め、同条第四項中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第九十九条第一項中「の百分の三十」を「の百分の二十を下らない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た数量」に改め、同条第二項中「ことを定款等で定めた共済目的の種類に係る」を削り、「の百分の二十」を「の百分の二十を下らない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た数量」に改め、同条第三項中「第六十六条第二項又は第三項に規定する」を「第六十六条第一項第三号に掲げる」に改め、「共済目的の種類に係る」を削り、「の百分の十」を「の百分の十を下らない範囲内において農

第六十六条第六項中「第一項第一号及び第二号、第二項並びに第三項」を「前項各号」に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第六十七条第一項中「定款等」を「共済規程等」に、「農業共済組合の合併等」を「農業共済組合の合併、農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出に係る市町村の共済事業の開始（二以上の農業共済組合からの申出による場合又は共済事業を行う市町村が、従前の実施区域のほか、農業共済組合からの申出により新たな実施区域につき共済事業を開始する場合に限る。）又は共済事業を行う二以上の市町村に係る廢置分合（以下「農業共済組合の合併等」という。）」に改め、同条第四項中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第九十九条第一項中「の百分の三十」を「の百分の二十を下らない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た数量」に改め、同条第二項中「ことを定款等で定めた共済目的の種類に係る」を削り、「の百分の二十」を「の百分の二十を下らない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た数量」に改め、同条第三項中「第六十六条第二項又は第三項に規定する」を「第六十六条第一項第三号に掲げる」に改め、「共済目的の種類に係る」を削り、「の百分の十」を「の百分の十を下らない範囲内において農

第六十六条第六項中「第一項第一号及び第二号、第二項並びに第三項」を「前項各号」に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第六十七条第一項中「定款等」を「共済規程等」に、「農業共済組合の合併等」を「農業共済組合の合併、農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出に係る市町村の共済事業の開始（二以上の農業共済組合からの申出による場合又は共済事業を行う市町村が、従前の実施区域のほか、農業共済組合からの申出により新たな実施区域につき共済事業を開始する場合に限る。）又は共済事業を行う二以上の市町村に係る廢置分合（以下「農業共済組合の合併等」という。）」に改め、同条第四項中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第九十九条第一項中「の百分の三十」を「の百分の二十を下らない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た数量」に改め、同条第二項中「ことを定款等で定めた共済目的の種類に係る」を削り、「の百分の二十」を「の百分の二十を下らない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た数量」に改め、同条第三項中「第六十六条第二項又は第三項に規定する」を「第六十六条第一項第三号に掲げる」に改め、「共済目的の種類に係る」を削り、「の百分の十」を「の百分の十を下らない範囲内において農

第六十六条第六項中「第一項第一号及び第二号、第二項並びに第三項」を「前項各号」に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た数量」に、「それぞれ第六十二条第二項又は第三項を「同号」に改める。第一百十条の二中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第一百十一条第一項中「乳牛の雌」を「乳牛の雌等（乳牛の雌及び農林水産省令で定める乳牛の子牛等をいう。以下同じ。）」に、「乳牛の雌及び」を「乳牛の雌等及び」に、「肉牛の胎児」を「乳牛以外の牛の胎児」に、「以下包括共済対象家畜」を「以下「包括共済対象家畜」に、「肉牛の子牛等」を「子牛等」に改め、同条第三項中「肉牛の」を削る。

第一百十一条の六第一項中「馬若しくは種豚で第八十四条第一項第三号」を「又は馬若しくは種豚で第八十四条第一項第三号」に改め、「又は肉牛で同号に掲げるもの以外のもの」を削り、「肉牛の」を「牛若しくは牛の」に改め、同条第二項中「馬若しくは」を「又は馬若しくは」に改め、「又は肉牛で同号に掲げるもの以外のもの」を削る。

第一百十一条の八の次に次の一条を加える。  
第一百十一条の九 組合等との間に包括共済関係の存する者は、当該組合等が第八十四条第二項の規定により子牛等をその家畜共済においてその共済目的としていたときは、包括共済対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該組合等に対し、子牛等を共済目的としない旨の申出をすることができ。

前項の申出があつたときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、第八十四条第二項の規定にかかわらず、当該申出に係る子牛等を共済目的としないものとする。  
第一百十二条第一項中「定款等」を「共済規程等」に、「定款」を「定めが」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項ただし

し書中「定款等」を「共済規程等」に改める。  
第一百十三条の二並びに第一百十四条第一項及び第四項中「定款等」を「共済規程等」に改める。  
第一百十四条の二第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「乳牛の雌、種雄馬以外の馬及び種豚に係る包括共済関係並びに」を「乳牛の雌等及び」に改め、「肉牛の」を削り、「係るもの」の下に「並びに種雄馬以外の馬及び種豚に係る包括共済関係」を加え、同項第二号中「肉用牛等」を「乳牛の雌等及び肉用牛等」に改め、「肉牛の」を削り、「あつては、」の下に「包括共済対象家畜の種類ごと及び」を加え、同条第三項を次のように改める。

第一項第二号イの牛その共済掛金期間中に、同号に規定する包括共済関係に係る牛の胎児であつたことのあるものに限る。同号ロの牛の胎児及び同項第三号の肉豚の価額は、農林水産省令で定めるところにより、組合等が定める金額とする。  
第一百十四条の二第四項及び第五項を削る。  
第一百十五条第一項第一号中「定款等」を「共済規程等」に改め、同項第二号中「診療技術料等」を「診療技術料等」に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同項第三号中「以下家畜異常事故」を「以下「家畜異常事故」に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第三項各号中「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第六項中「多種包括共済」を「多種包括共済」に改め、「時」の下に「（その共済掛金期間開始の後第一百十四条第四項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、その増額が効力を生じた時）」を加え、第一百十四条の二第二項第二号ロを「前条第一項第二号ロ」に改め、同条第七項各号中「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第十二項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改める。  
第一百十六条第一項ただし書中「疾病又は傷害により支払う共済金は、」を削り、同項第一号中「定款等」を「共済規程等」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「定款等」を「共済規

程等」に改め、同条第四項中「から第五項まで」を「及び第三項」に改める。  
第一百二十条の二第一項中「定款等」を「共済規程等」に改め、「（収穫共済にあつては）」の下に「第一百二十条の六第一項第一号の」を加え、「（特定収穫共済にあつては、第一百二十条の六第三項の特定収穫共済の共済目的の種類ごと）」を削り、「同条第十一項」を「同条第六項」に改める。

第一百二十条の三の二第二項中「前項本文」を「第一項本文又は前項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。  
農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者は、第一百二十条の八第二項に規定する収穫共済について、第一百二十条の六第一項第一号の収穫共済の共済目的の種類等ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該組合等に對し、第八十四条第一項第四号の共済事故のうち品質の低下を共済事故としない旨の申出をすることができ。

第一百二十条の四及び第一百二十条の五中「定款等」を「共済規程等」に改める。  
第一百二十条の六第一項を次のように改める。  
収穫共済の共済金額は、次の金額であつて農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めるものとする。  
一 収穫共済の共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類につきその種類たる果樹の品種、栽培方法等に応じて区分を定め、その定めた区分。以下「収穫共済の共済目的の種類等」という。）ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、その者が、共済規程等で定めるところにより、標準収穫金額（果実の単位当たり価額に、その者が当該収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量の合計に相当する数を乗じて得た金額をいう。以下この号において同じ。）に共済規程等で定める最

低割合を乗じて得た金額を下らず、標準収穫金額を超過しない範囲内において、申し出た金額  
二 収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、その者が、共済規程等で定めるところにより、標準収穫金額（果実の単位当たり価額に、その者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。以下この号において同じ。）に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、標準収穫金額を超過しない範囲内において、申し出た金額  
三 収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、その者が、共済規程等で定めるところにより、基準生産金額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、特定収穫共済限度額（基準生産金額の百分の八十に相当する金額をいう。以下同じ。）を超過しない範囲内において、申し出た金額  
第一百二十条の六第七項中「第一項及び第二項」を「前項第一号及び第二号」に改め、同条第八項中「第一項及び第二項」を「第一項第一号及び第二号」に、「同項」を「同号」に改め、同条第九項中「第三項」を「第一項第三号」に、「（特定収穫共済の共済目的の種類）」を「（特定収穫共済の共済目的の種類）」に改め、「（生産金額）」の下に「（当該果実に係る収入金額で農林水産省令で定めるものをいう。第一百二十条の八第三項において同じ。）」を加え、同条第十項中「第一項、第二項、第七項及び第八項」を「第一項第一号及び第二号、第二項並びに第三項」に、「第一項中「定款等の定めるところにより」とあるのは「定款等の定め

るところにより、当該収穫共済の共済目的の種類等（標準収穫金額）とあるのは「標準収穫金額（当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごと）」に、第二項中「定款等で定めるところにより」とあるのは「定款等で定めるところにより、当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごと」と、その者の当該収穫共済の共済目的の種類等」とあるのは「その者の当該細区分」と、数を乗じて得た金額」とあるのは「数を乗じて得た金額の合計額」と、第七項及び第八項を「第二項及び第三項」に改め、同条第十一項中「樹体共済の共済目的の種類等」を「樹体共済の共済目的の種類等」に、「定款等」を「共済規程等」に、「ええな」を「超えない」に改め、同条第十三項中「第一項から第三項まで及び第十一項を「第一項各号及び第六項」に改め、同条第二項から第六項までを削る。

第二百二十条の七第一項中「第八十五条第十一項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）を「第二百二十条の三の二第二項」に改め、「（特定収穫共済にあつては、特定収穫共済の共済目的の種類）及び（特定収穫共済にあつては、当該特定収穫共済の共済目的の種類）」を削り、同条第三項中「（特定収穫共済にあつては、特定収穫共済の共済目的の種類）及び（特定収穫共済にあつては、当該特定収穫共済の共済目的の種類）」を削り、同条第四項中「（特定収穫共済にあつては、特定収穫共済の共済目的の種類）及び（特定収穫共済にあつては、当該特定収穫共済の共済目的の種類）」を削り、同項第一号中「（以下「被害率」に、以下「収穫通常標準被害率」を「以下「収穫通常標準被害率」に、「収穫通常共済掛金標準率」を「収穫通常共済掛金標準率」に改め、同項第二号中「（収穫通常共済掛金標準率）」を「（収穫通常共済掛金標準率）」に改め、同条第五項中「（特定収穫共済の共済目的の種類）」とあるのは、特定収穫共済の共済目的の種類」と及ぶ組合等の区域」とを削り、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第六項及び第九項中「（定款等）」を「共済規程等」に改める。

第二百二十条の八第一項中「第二百二十条の三の二第二項」を「第二百二十条の三の二第三項」に改め、同条第二項中「第二百二十条の六第一項第二号に掲げる」を「第二百二十条の六第一項第二号に掲げる」に改め、同条第三項中「（特定収穫共済の共済目的の種類）」を「（収穫共済の共済目的の種類）」に改め、同条第四項中「第二百二十条の六第八項」を「第二百二十条の六第三項」に改め、同条第五項中「第二百二十条の六第十項」を「第二百二十条の六第五項」に改め、同条第七項中「（定款等）」を「共済規程等」に改める。

第二百二十条の九第一号中「（特定収穫共済にあつては、特定の特定収穫共済の共済目的の種類に係る果樹）」を削り、同条第二号中「（定款等）」を「共済規程等」に改める。

第二百二十条の十二第一項中「次項において対象農作物等」を「以下この条において「対象農作物等」に改め、同項第一号中「第二百二十条の十四第一項の畑作物共済の共済目的の種類等」を「（共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類（農作物に限る。）につき品種、栽培方法等に

応じて区分を定めたとき又は蚕繭につき春蚕繭、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭の区分を定めたときは、これらの共済目的の種類については、その定めた区分。以下「畑作物共済の共済目的の種類等」という。）に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第二項中「（定款等）」を「共済規程等」に改め、同条に次の一項を加える。

組合等が農林水産省令で定めるところにより共済規程等対象農作物等につき共済目的の種類に於いて区分を定めたときは、当該対象農作物等についての前項の規定の適用については、同項中「すべての種類の対象農作物等について」とあるのは、「次項の規定により定められた区分ごとに、当該区分に係る対象農作物等のすべてについて前項」とする。

第二百二十条の十四第一項を次のように改める。  
畑作物共済の共済金額は、農作物に係るものにあつては第一号及び第二号に掲げる金額であつて農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めるものとし、蚕繭に係るものにあつては第三号に掲げる金額とする。

一 畑作物共済の共済目的の種類等及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、単位当たり共済金額に、その者が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の七十（大豆その他政令で定める農作物にあつては、百分の八十）に相当する数を乗じて得た金額

二 畑作物共済の共済目的の種類等及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、単位当たり共済金額に、その者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の八十（てん菜その他政令で定める農作物にあつては、百分の九十）に相当する数を乗じて得た金額

三 畑作物共済の共済目的の種類等及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、単位当たり共済金額に、その者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の百分の八十に相当する数を乗じて得た金額

第二百二十条の十四第六項中「第一項及び第二項を「前項各号」に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第八項中「第一項及び第六項」を「第一項第三号及び第二項」に、「第一項中「（特定の共済目的の種類（農作物に限る。）につき品種、栽培方法等に於いて区分を定めたとき又は蚕繭につき春蚕繭、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭の区分を定めたときは、これらの共済目的の種類については、その定めた区分。以下畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは、「」を「同号中「畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは「畑作物

共済の共済目的の種類等（農林水産大臣が「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」という。）と、同項第三号及び第六項を「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」という。）と、当該畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは「当該蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」と、同項に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第二百二十条の十五第一項中「本条」を「この条」に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「第二百二十条の十二第一項第一号」に改め、同条第六項中「（定款等）」を「共済規程等」に改める。

第二百二十条の十六第一項及び第二項を次のように改める。

組合等は、次項及び第三項に規定する畑作物共済以外の畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類等」と及び組合員等」とに、当該組合員等が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量（その耕地の第二百二十条の十四第三項の規定により定められる基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、次条第一号の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）の合計が当該耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る当該基準収穫量の合計の百分の三十（大豆その他政令で定める農作物にあつては、百分の二十）を超えた場合に、第二百二十条の十四第一項第一号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

組合等は、第二百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類等と及び組合員等とに、共済事故による共済目的の減収量(当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る同条第三項の規定により定められる基準収獲量の合計から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収獲量(てん菜その他政令で定める農作物に係る畑作物共済にあつては、その年における当該組合員等の収獲に係る当該農作物の糖度に応じ当該収獲量に農林水産大臣が定める方法により一定の調整を加えて得た数量)を差し引いて得た数量をいうものとし、次条第一号の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。)が当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る当該基準収獲量の合計の百分の二十(てん菜その他政令で定める農作物にあつては、百分の十)を超えた場合に、第二百二十条の十四第一項第二号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

第二百二十条の十六第三項中「第二百二十条の十四第八項」を「第二百二十条の十四第四項」に、「第一項」を「前項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

組合等は、蚕繭に係る畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類等と及び組合員等とに、共済事故による共済目的の減収量(当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る第二百二十条の十四第三項の規定により定められる基準収獲量から第九十八条の二の準

則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る収獲量を差し引いて得た数量をいうものとし、共済事故による蚕種の掃立て不能その他農林水産省令で定める事由がある場合には、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。)が当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る当該基準収獲量の百分の二十を超えた場合に、第二百二十条の十四第一項第三号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

第二百二十条の十七中「第二百二十条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる共済目的の種類」を「農作物」に改める。

第二百二十条の十八中「当該収獲物又は蚕繭」を「当該収獲物若しくは蚕繭」に改める。

第二百二十条の二十一及び第二百二十条の二十二第一項中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第二百二十条の二十三第一項中「施設区分」を「施設区分」に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第三項中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第二百二十条の二十四第二項中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第二百二十三条第一項第一号イ中「農作物通常責任共済金額」を「農作物通常責任共済金額」に、「農作物異常責任共済金額」を「農作物異常責任共済金額」に改め、同号ロ中「農作物通常責任共済金額」を「農作物通常責任共済金額」に改め、同項第二号のニイ中「収獲通常責任共済金額」を「収獲通常責任共済金額」に、「収獲異常責任共済金額」を「収獲異常責任共済金額」に改め、同号ロ中「収獲責任共済金額」を「収獲責任共済金額」に改め、同項第二号のニイ中「樹体通常責任共済金額」を「樹体通常責任共済金額」に、「樹体異常責任共済金額」を「樹体異常責任共済金額」に改める。

額」に改め、同号ロ中「樹体責任共済金額」を「樹体責任共済金額」に改め、同項第四号及び同条第二項中「定款」を「保険規程」に改める。

第二百二十四条第三項中「左の」を「次の」に、「第二百二十四条第二項但書」を「第二百二十四条第二項ただし書」に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第五項中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第二百二十五条第三項中「(疾病又は傷害により支払うものに限る。)」を削り、「第二百十六条第一項但書」を「第二百十六条第一項ただし書」に、「同項但書」を「同項ただし書」に改める。

第二百二十七条中「定款」を「保険規程」に改める。

第二百二十九条中「左の」を「次の」に、「責」を「責め」に改め、同条第一号及び第三号中「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第四号中「因つて」を「よつて」に改め、同条第五号中「払込」を「払込み」に改め、同条第八号中「因つて」を「よつて」に改める。

第二百三十六条第三項中「左の」を「次の」に、「第二百三十二條第二項但書」を「第二百三十二條第二項ただし書」に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第七項第一号中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第二百三十七條の二及び第二百四十条第一号中「定款」を「保険規程」に改める。

第二百四十一条の六第二項及び第六項第一号中「定款」を「共済規程」に改める。

第二百四十一条の七第三項中「(疾病又は傷害により支払うものに限る。)」を削る。

第二百四十二条中「定款等」を「共済規程等」に、「定款」を「共済規程」に改め、「農業共済組合連合会」とあるのは「特定組合」との下に、「保険規程」とあるのは「共済規程」とを加える。

第二百四十二条の二中「又は定款等」を「定款又は共済規程等若しくは保険規程」に改める。

に、「又は定款」を「定款又は共済規程若しくは保険規程」に、「疑」を「疑い」に改める。

第二百四十二条の五第一項中「又は定款」を「定款又は共済規程若しくは保険規程」に改める。

第二百四十三条第二項及び第三項中「定款等」を「共済規程等又は保険規程」に改める。

第二百四十五条の三「及び第十一項」、「これらの規定を」及び「第二百六条第二項、第二百二十条の六第二項及び第三項、第二百二十条の十四第二項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第二百四十七條第七号の次に次の一号を加える。

七の二 第四十三條第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第二百五十条の三の二を次のように改める。

第二百五十条の三の二 農作物共済の共済目的の種類のうち政令で定めるものについては、当分の間、共済規程等で定めるところにより、風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少を農作物共済の共済事故とすることができ。

第二百五十条の三の三第一項中「前条第一項」を「前条」に、「第二百六条第一項の規定にかかわらず、共済目的の種類」を「農作物共済の共済目的の種類等」に、「定款等」を「共済規程等」に、「基準生産金額の百分の九十に相当する金額(以下特定農作物共済限度額という。)」を「特定農作物共済限度額(基準生産金額に、百分の九十を超えない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)」に改め、同条第二項中「共済目的の種類」を「農作物共済の共済目的の種類等」に改める。

第二百五十条の三の四「及び第二項」を削り、「共済目的の種類」を「農作物共済の共済目的の種類等」に、「第二百五十条の三の二第一項」を「第二百五十条の三の二」に改める。

第百五十条の三の五第一項を次のように改める。

第百五十条の三の第三項に規定する農作物共済についての第八十四条第一項第一号、第八十五条第四項、第百六条第一項、第百三十七条第一号及び第百四十一条の七第一項第一号の規定の適用については、第八十四条第一項第一号中「鳥獣害」とあるのは「鳥獣害による農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少」と、第八十五条第四項中「成立する」とあるのは「成立する第百五十条の三の第三項に規定する農作物共済以外の」と、第百六条第一項中「次の金額」とあるのは「次の金額及び第百五十条の三の第三項に規定する金額」と、第百三十七条第一号及び第百四十一条の七第一項第一号中「差し引いて得た金額」とあるのは「差し引いて得た金額（その金額が農林水産大臣が定める金額を超える場合にあっては、その農林水産大臣が定める金額）」とする。

第百五十条の五の削る。

第百五十条の四の「以下農作物收穫皆無耕地」を「以下「農作物收穫皆無耕地」に改め、「第一号に掲げる金額」の下に「同条第二項又は第三項の規定により共済規程等で定められる割合に応じて農林水産省令で定める率を乗じて得た金額」を加え、同条第一号中「第二項又は第三項」を「又は第三号」に改め、同条を第百五十条の五とする。

第百五十条の三の六第一項中「第百六条第一項の政令で指定する」を「農作物共済の」に改め、同条を第百五十条の四とする。

第百五十条の五の二及び第百五十条の五の八第一項中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第百五十条の五の九第二項中「第百十四条の二第五項」を「第百十四条の二第三項」に改める。

第百五十条の五の十第一項中「定款等」を「共済規程等」に改め、「得た額」の下に「（その額が、組合員等ごと及び共済掛金期間ごとに、共済金額に及び第百十五条第二項の地域別その他農林

水産省令で定める区分により農林水産大臣の定める額を超える場合にあっては、その農林水産大臣の定める額」を加え、同条第三項中「第百十四条の二第五項」を「第百十四条の二第三項」に改める。

第百五十条の五の十二中「第百五条第三項」を「第百五条第五項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第百五十条の五の十三 收穫共済の共済目的の種類のうち政令で定めるものについては、当分の間、農林水産省令で定めるところにより組合員等が共済規程等で定めるときは、第百二十条の六第一項各号に掲げる金額のほか、收穫共済の共済目的の種類等ごと及び收穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとに、農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、共済規程等で定めるところにより、標準收穫金額（果実の単位当たり価額に、当該樹園地の当該收穫共済の共済目的の種類等に係る標準收穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。以下この項において同じ。）に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、標準收穫金額の百分の六十（第百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る收穫共済のうち農林水産省令で定めるものにあつては、百分の六十を下らず百分の七十を超えない範囲内において農林水産省令で定める割合）を超えない範囲内において、申し出た金額を收穫共済の共済金額とすることができる。

前項の果実の単位当たり価額は、收穫共済の共済目的の種類等ごと及び農林水産大臣の定める地域ごとに、過去一定年間に於ける果実の平均価格を基礎として、農林水産大臣が定める額とする。

第一項の標準收穫量は、農林水産大臣の定める準則に従い組合員等が定めるものとする。

第一項の最低割合の基準は、農林水産大臣が定める。

第百二十条の六第五項の規定により細区分が

定められた收穫共済の共済目的の種類等についての第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「標準收穫金額」とあるのは「標準收穫金額（当該收穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、当該收穫共済の共済目的の種類等」とあるのは「当該細区分」と、「数を乗じて得た金額」とあるのは「数を乗じて得た金額の合計額」と、第二項中「收穫共済の共済目的の種類等」とあるのは「收穫共済の共済目的の種類等の細区分」とする。

第百五十条の五の十四 組合等は、前条第一項の規定による申出に係る金額を共済金額とする收穫共済については、第百二十条の八第一項の規定にかかわらず、收穫共済の共済目的の種類等ごと及び收穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとに、共済事故による共済目的の減収量（その樹園地の標準收穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその樹園地の收穫量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同じ。）がその標準收穫量の百分の四十（第百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る收穫共済のうち農林水産省令で定めるものにあつては、百分の三十を下らず百分の四十を超えない範囲内において農林水産省令で定める割合）を超えた場合に、共済金額に、その減収量のその標準收穫量に対する割合に応じて農林水産省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

前項の標準收穫量は、組合員等が前条第三項の規定により定められた標準收穫量に農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量とする。

第百二十条の六第五項の規定により細区分が定められた收穫共済の共済目的の種類等についての第一項の規定の適用については、同項中「共済目的の減収量」とあるのは「共済目的の減収金額」と、「標準收穫量から」とあるのは「当該收穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの標準收穫金額（当該細区分に係る果実の收穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。）の合計額」と、数量」とあるのは「金額」と、「標準收穫量の」とあるのは「標準收穫金額の合計額」とする。

該收穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの標準收穫金額（当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、当該樹園地の当該細区分に係る標準收穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。以下この項において同じ。）の合計額からその樹園地の当該收穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの收穫金額（当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、その樹園地の收穫量」とあるのは「当該樹園地の当該細区分に係る果実の收穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。）の合計額」と、数量」とあるのは「金額」と、「標準收穫量の」とあるのは「標準收穫金額の合計額」とする。

第百五十条の六第一項から第三項までを次のように改める。

一 畑作物共済の共済目的の種類（農作物に限る。）のうち政令で定めるものについては、当分の間、農林水産省令で定めるところにより組合員等が共済規程等で定めるときは、第百二十条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる金額のほか、次の金額を畑作物共済の共済金額とすることができる。

一 畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、単位当たり共済金額に、当該耕地の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る標準收穫量の百分の六十（政令で定める農作物にあつては、百分の七十）に相当する数を乗じて得た金額

二 畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、その者が、共済規程等で定めるところにより、標準生産金額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、特定畑作物共済限度額（標準生産金額の百分の八十に相当する金額をいう。以下同じ。）を超えない範囲内において、申し出た金額



前項第一号の単位当たり共済金額は、畑作物共済の共済目的の種類等」と及び農林水産大臣が定める地域ごとに、当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る収穫物の単位当たり価格に相当する額を限度として農林水産大臣が定める二以上の金額につき、農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める金額とする。

第一項第一号の基準収穫量は、農林水産大臣が定める準則に従い組合等が定めるものとする。

第五十條の六第五項中「第一項」を「第一項第二号」に、「共済目的の種類」を「畑作物共済の共済目的の種類等」に改め、「の生産金額」の下に「当該農作物に係る収入金額で農林水産省令で定めるものを含む。次条第二項において同じ。」を加え、同条第六項中「第一項」を「第一項第二号」に改め、同条第四項を削る。

第五十條の七中「前条第一項」を「前条第一項第二号」に、「共済目的の種類」を「畑作物共済の共済目的の種類等」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

組合等は、前条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済については、第二百二十條の十六第一項の規定にかかわらず、畑作物共済の共済目的の種類等」と及び畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、共済事故による共済目的の減収量（その耕地の前条第三項の規定により定められる基準収穫量から第九十八條の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第二百二十條の十七第一号の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が当該基準収穫量の百分の四十（前条第一項第

一）の政令で定める農作物にあつては、百分の三十）を超えた場合に、同号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

第五十條の八を次のように改める。

第五十條の八 前条第二項に規定する畑作物共済についての第八十四條第一項第六号、第二百二十條の十八において読み替えて準用する第二百二十條の十、第二百三十七條第五号及び第二百四十一條の七第一項第四号の規定の適用については、第八十四條第一項第六号中「による農作物の減収」とあるのは「による農作物の減収を伴う生産金額の減少」と、及び糖度の低下を伴う生産金額の減少」と、及び糖度の低下を伴う生産金額の減少」とあるのは「収穫物」と、「収穫物又は蚕繭の数量」とあるのは「収穫物の数量又は価格」と、第二百三十七條第五号及び第二百四十一條の七第一項第四号中「相当する金額」とあるのは「相当する金額（その金額が農林水産大臣が定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣が定める金額）」とする。

第五十條の九中「係る」の下に「第二百二十條の十六第一項又は第二項に規定する」を加え、「以下」とするとき及び収穫皆無耕地」を「以下」とするとき及び収穫皆無耕地」に、「第二百二十條の十六の」を「同条第一項若しくは第二項の」に、「同条」を「同条第一項又は第二項」に改め、同条第二号中「第二百二十條の十六第一号」を「第二百二十條の十六第一項又は第二項」に改める。

附則  
第五十條の十一を削る。

（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第八條の規定は、公布の日から施行する。  
（農業共済組合の設立又は合併に関する経過措置

（置）  
第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に農業共済組合の設立又は合併をしようとする場合において、施行日前に当該設立又は合併に必要な行為を行うときは、改正前の農業災害補償法第二十二條、第二十三條、第二十四條第一項、第二十五條、第三十條、第四十三條及び第五十一條第一項の規定にかかわらず、改正後の農業災害補償法（以下「新法」という。）第二十二條、第二十三條、第二十四條第一項、第二十五條、第二十九條、第三十條、第四十三條及び第五十一條第一項の規定の例によりこれを行わなければならない。

（定款の変更等に関する経過措置）  
第三条 農業共済組合及び農業共済組合連合会は、施行日までに、新法第二十九條の規定の例により、この法律の施行に伴い必要となる定款の変更をし、行政庁（農業共済組合については都道府県知事、農業共済組合連合会については農林水産大臣をいう。以下同じ。）の認可を受けなければならない。

2 農業共済組合及び農業共済組合連合会は、施行日までに、総会の議決を経て、新法第三十條の規定の例により、この法律の施行に伴い必要となる共済規程又は保険規程を定め、行政庁の認可を受けなければならない。

3 第一項及び前項の認可については、新法第二十五條の規定を準用する。

4 新法第八十五條の六第一項に規定する共済事業を行う市町村は、施行日までに、新法第八十五條の三の二の規定の例により、この法律の施行に伴い必要となる共済事業の実施に関する条例の変更をし、都道府県知事の認可を受けなければならない。

5 前項の認可については、新法第二十五條の規定を準用する。この場合において、同条中「定款、共済規程若しくは保険規程」とあるのは、「共済事業の実施に関する条例の変更に関する条例」と読み替えるものとする。

6 第一項の認可を受けた定款の変更、第二項の認可を受けた共済規程及び保険規程並びに第四項の認可を受けた共済事業の実施に関する条例の変更は、施行日にその効力を生ずるものとする。

（農作物共済に関する経過措置）

第四条 農作物共済に係る新法第五十條、第六百九條及び第六百五十條の三の二から第六百五十條の五までの規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する農作物共済の共済関係から適用するものとし、施行日前に共済責任期間の開始する農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。

2 施行日以前に行われた農業共済組合の合併等（新法第七十條第一項ただし書に規定する農業共済組合の合併等をいう。以下同じ。）についての同項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「共済規程等」とあるのは、「定款又は共済事業の実施に関する条例」とする。

（家畜共済に関する経過措置）

第五条 家畜共済に係る新法第八十四條第二項（新法第八十五條の七において準用する場合を含む。）第八十一條、第二百一十一條の六、第二百一十一條の九、第二百一十四條の二、第二百一十五條第六項、第二百一十六條第一項、第二百二十五條第三項、第二百四十一條の七第三項及び第六百五十條の五の十第一項の規定は、施行日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係及び当該共済関係に係る保険関係から適用するものとし、施行日前に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係及び当該共済関係に係る保険関係については、なお従前の例による。

（果樹共済に関する経過措置）

第六条 収穫共済に係る新法第十三條の三第一項、第八十五條第十一項（新法第八十五條の七において準用する場合を含む。）、第二百二十條の二第一項、第二百二十條の三の二、第二百二十條の六から第二百二十條の九まで、第六百五十條の五の十三及び第六百五十條の五の十四の規定は、平成



十七年産（なつみかん及び新法第八十四条第一項第四号の政令で指定する果樹のうち農林水産省令で定めるもの（以下「なつみかん等」という。）にあつては、平成十八年産）の果樹に係る収穫共済の共済関係から適用するものとし、平成十六年（なつみかん等にあつては、平成十七年）以前の年産の果樹に係る収穫共済の共済関係については、なお従前の例による。

2 施行日以前に行われた農業共済組合の合併等についての新法第二百二十条の七第一項ただし書及び第六項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「共済規程等」とあるのは、「定款又は共済事業の実施に関する条例」とする。

（畑作物共済に関する経過措置）

第七条 畑作物共済に係る新法第二百二十条の十二、第二百二十条の十四第一項、第二百二十条の十六及び第二百五十条の六から第二百五十条の八までの規定は、平成十六年産（ばれいしょ及びさとうきび並びに新法第八十四条第一項第六号の政令で指定する農作物のうち農林水産省令で定めるもの（以下「ばれいしょ等」という。）にあつては、平成十七年産）の農作物及び平成十七年産の蚕繭に係る畑作物共済の共済関係から適用するものとし、平成十五年（ばれいしょ等にあつては、平成十六年）以前の年産の農作物及び平成十六年以前の年産の蚕繭に係る畑作物共済の共済関係については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（農業共済再保険特別会計法の一部改正）

第九条 農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中、「同法第十四条の二第一項ノ規定ニ依ル補助金」を削る。

（地方自治法の一部改正）

第十条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）の項中「及び第十一項」、「これらの規定を」及び「第六百六条第二項、第二百二十条の六第二項及び第三項、第二百二十条の十四第二項」を削り、「第四百三十三条の二第二項、第五百十条の三の二第二項、第五百十条の五第一項並びに第五百十条の六第一項」を「及び第四百三十三条の二第二項」に改める。

平成十五年五月二日印刷

平成十五年五月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P